

EG81
12

山東避難民記實



* 0040372000 *

0040372-000

EG81-12

山東避難民記實

滿鉄臨時經濟調查委員會

1928. 12

AGI

EG81

12



369.38

80W45232

凡 例

- 一、本記實は大連港に上陸する避難民を主題としたものである。
- 一、本記實は大連に上陸した者の避難状況を出来る丈け山東各地の者に就いて見聞したところを編纂したものである。
- 一、本記實は難民から聞いたその儘を書いたので数字や事柄を山東の實際と一々對照チェックしたので無いから或は辻褄の合はぬ點や不合理の所があるかも知れない。
- 一、貨幣度量衡に關しては本文の各箇所を努めて表はすことにした。
- 一、引續く戦亂と早魃との爲に住むに家なく喰ふに糧なくその上に土匪に苛斂に彌が上にも生業を脅かされて終にカナンの地を滿洲に求めつゝ老弱男女が潮の如く押し寄せて來る。それは餘りにも悽愴なそして悲惨な世界稀有の原始的民衆の大量移動ではあるまいか。今の世に斯の如き事象が何處の土地にあるであらうか。恐らく如何なる邊陲如何なる蠻地と雖も斯うした正義と人道とが蹂躪されたる憐れなる人類は他にあるまい。本記實はあるが儘聞けるが儘を記述編纂したに過ぎないが一面人類愛の同情を以て見て貰ひたい。敢へてしか附記する。

凡 例

一

凡例

昭和三年十二月

二

滿鐵臨時經濟調查委員會

小澤茂一

山東避難民記實

目次

| | |
|--|----|
| 第一章 緒言 | 一 |
| 第二章 避難移住民數 | 三 |
| 第三章 避難民出身地及び移住先 | 七 |
| 第四章 避難の経路 | 九 |
| 第五章 避難の原因及び種別 | 一一 |
| 第一節 生活常態 | 一八 |
| 第一項 村落の組織(平時及び變時に於ける村落自衛組織及其の効果) | |
| 第二項 (一) 平安時に於ける生産力 (二) 重要品、物價 (三) 金融状態 (四) 地方市場との交通經濟關係 (五) 地價 (六) 小作料及び勞銀 | |
| 第三項 (一) 家族組織 (二) 職業 (三) 財産 (四) 收支 (五) 公課 (六) 臨時經常生活費の不足補填 | |

目次

一

の方法 (七) 借金又は財産減耗の原因

第二節 生活變態……………三九

第一項 (一) 離郷の原因となれる水旱蝗虫の被害 (二) 同官憲軍隊の誅求 (三) 同土匪教匪の壓迫 (四) 従前遭遇せる同性質の災厄との比較……………

第二項 (一) 災害出現後の生産力 (二) 物價 (三) 金融 (四) 地價 (五) 小作料及び勞働機會の變態 (六) 生活狀態……………

第三項 (一) 災害出現後の相互扶助 (二) 自己救済……………

第四項 (一) 離郷の直接動機 (二) 旅費の調達及び善後處置 (三) 前途の目的及び見込……………

第六章 避難移動途中……………五二

第一節 避難途中の出來事……………五二

第二節 淹留地に於ける生活方法……………五五

第三節 同郷人其他の相互扶助……………五六

第四節 大連に於ける集團生活の狀況及び集團發生理由……………五七

第七章 避難民記實……………六一

山東避難民記實

第一章 緒言

大連港に上陸する支那人の四等船客即ち所謂デッキパセンジャーは昭和二年二月頃から俄然異常に増加して來た。元來滿洲に渡來する山東の出稼苦力は、滿洲の開發とともに比年遞増しつゝあるのであるが、昭和元年度は支那人大連港上陸者數二一九八、七一七名であつたのが、二年度に於いては一躍二倍となつて五九六、五四五名にのぼり、又本三年は一二三の三箇月で既に計一二五〇、七五七名の數を視るに至つたことは實に驚異に値ひする近時の事象である。従前之等の支那人は上陸入滿後期至れば乗船歸還して郷里に新春を迎へ中秋の月を賞する出稼者が大部分を占めてゐた。然るに昭和元年に於いては、大連上陸者二一九八、七一七名、乗船離滿者(假りに之を離滿歸還者として)二四九、六五七名、昭和二年に於いては上陸者五九六、五四五名、乗船離滿者一五五、三二三名で、兩年度の上陸者數に對する歸還者數は四と二との對比となることより視れば、昭和二年度に至つて渡來者の滿洲に滞留移住する者が大部分を占め、しかのみならずその數が急激に増加したのである。以上は大連港に於

ける出入船舶の搭乗者より見た數字であるが營口安東縣の民船汽船の上陸者、京奉線に依る鐵道到着者其他陸路歩行及び大連に於ける民船に依る等の入滿者をまで數へ來ればまだ尠からぬ數に達したであらう。之等の數字は容易に判明しないが、滿洲へ渡來した支那人の全數は昭和二年度に於いては恐らく百萬人を算したであらう。一國內に於いて同一民族で同一方向に一箇年百萬人の移動を見ると云ふことは實に有史以來未曾有の事象である。彼等の多くは兩三年來の天災人禍に追はれた山東の難民であつて今尙其の渡來は停止せざるの狀態であるから滿洲に對する日本の立場として彼等の移動の經路に當る滿鐵として、この變態的事象を雲煙過眼することは出來ない。彼等はやがて滿洲開發の勞働原動力となり又日鮮人の滿洲移殖問題と直接多大の關係を持つものであるから、その郷土に於ける生活の常態變態や移動狀態の研究は之が對策研鑽上徒爾ならぬものであらう。

本記實は大連に上陸する山東省各地からの避難民各個に就いて見聞したものの、編纂に過ぎないからこの一大事象に對しては誠に一片鱗の瞥見たるに外ならない。又その記實が殆んど眼に一丁の文字無く無智蒙昧の農民であつて全く世故事理を解しない本當のお山の奥の猿の子の如き者が物語る郷音土語の間から聞き出した材料によるものであるから或は矛盾や辻褄の合はぬ點や合理的根據に乏しい點が多々あるだらうと思ふ。然し彼等が滿洲に避難移住するに至つた山東の現狀勢は或は察知することが出來得やう。

第二章 避難移住民數

大連海務局の發表に依る大連港出入汽船の支那人上陸及び乗船者數を見るに、左表の通り上陸者は昭和二年に至り俄然激増し元年に比して約二倍となつてゐるが、乗船離滿者は昭和二年は元年に比して僅かに四%の増加に過ぎない。又上陸來滿者と乗船離滿者との差人員即ち滿洲滯留者と見らるべき者は、二年度は元年度に比し約三倍に達して居る。今その差人員昭和二年度の 四四一、二二二名を以て悉く滿洲移住民とは即斷し難いが別表にも示されて居る通り大正十年以降乗船離滿者は毎年略十萬人を持續し昭和二年に於いては十五萬人に上つたが之は毎年の恒例的乗船離滿者の近似數に過ぎない。それ故昭和二年度上陸者 五九六、五四五名から同乗船離滿者 一五五、三二三名を差引いた前記差人員 四四一、二二二名の大部分は、近時山東地方に表はれた事象の兵禍匪禍苛斂不作による避難移住民と目される者である。尙右數字中婦人の數の激増して居ることを見れば家族同伴の移住者たることが見出される。更に大連海務局の發表する右數字が避難移住民の實數に果して合致して居るかを検討するに實數は著しい差があるやうである。實際に於ける入港船舶の彼等搭載狀態を見るに上甲板中甲板とも

大連港出入汽船支那人上陸及乗船者數

| 年月別 | 上陸員數 | | | 合計 指數 | 乗船員數 | | | 合計 指數 | 乗船と上陸との差 | |
|-------|-------|-------|----------|----------|-------|-------|----------|----------|----------|-----|
| | 男 | 女 | 男女% 男 | | 男 | 女 | 男女% 男 | | 員數 | 指數 |
| 大正一〇年 | 一、五七〇 | 三、七六〇 | 五、三三〇 | 一〇〇 | 一、五七〇 | 三、七六〇 | 五、三三〇 | 一〇〇 | 九、一三〇 | 一〇〇 |
| 同 一一年 | 一、八九〇 | 四、四〇〇 | 六、二九〇 | 一〇七 | 一、四七〇 | 四、七五〇 | 六、二二〇 | 一〇五 | 八、七二〇 | 九 |
| 同 一二年 | 一、七五〇 | 五、四〇〇 | 七、一五〇 | 一〇一 | 一、七五〇 | 五、四〇〇 | 七、一五〇 | 一〇六 | 八、九〇〇 | 九 |
| 同 一三年 | 一、七〇〇 | 三、六〇〇 | 五、三〇〇 | 一〇一 | 一、三〇〇 | 四、〇〇〇 | 五、三〇〇 | 一〇四 | 七、七〇〇 | 八 |
| 同 一四年 | 三、三〇〇 | 一、八五〇 | 五、一五〇 | 一一一 | 一、〇九〇 | 三、七〇〇 | 四、七九〇 | 一〇五 | 一、一〇〇 | 二九 |
| 昭和元年 | 二、五〇〇 | 三、五〇〇 | 六、〇〇〇 | 一一二 | 一、四〇〇 | 八、六〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇六 | 一、二〇〇 | 二九 |
| 同 二年 | 四、七〇〇 | 二、八〇〇 | 七、五〇〇 | 一一五 | 一、四〇〇 | 五、八〇〇 | 七、二〇〇 | 一〇六 | 一、四〇〇 | 二九 |
| 昭和三年 | 二、八五〇 | 三、三〇〇 | 六、一五〇 | 一一〇 | 一、〇〇〇 | 六、六〇〇 | 七、六〇〇 | 一〇四 | 一、一〇〇 | 二九 |
| 同 一月 | 一、二五〇 | 三、三〇〇 | 四、五五〇 | 一一〇 | 九〇〇 | 六、五〇〇 | 七、四〇〇 | 一〇四 | 一、一〇〇 | 二九 |
| 同 二月 | 一、三〇〇 | 六、〇〇〇 | 七、三〇〇 | 一一〇 | 八〇〇 | 四、八〇〇 | 五、六〇〇 | 一〇四 | 一、一〇〇 | 二九 |
| 同 三月 | 一、〇〇〇 | 三、三〇〇 | 四、三〇〇 | 一一〇 | 一、一〇〇 | 二、八〇〇 | 三、九〇〇 | 一〇四 | 一、一〇〇 | 二九 |

所謂壽司詰めに詰められ一隻千名以上搭乗の船舶は殆んど全部定員超加をなして居るのが普通で、近來仕出港の支那海關が稍取締りを行ひ大連港に於いても著しい定員超加に對しては海務局検査官の告

發がある爲違犯も減少されたやうであるが、仕出港で避難民が殺到して居る場合とか地方官憲の強要とかの爲定員超加は實情上已むを得ないらしく又到著港での徴罰も僅少の罰金刑に過ぎずそれも船客運賃收入に對して話にならぬ程の少額であるから罰金を覺悟の上で定員超加を敢行する船舶もある。大連水上警察署に就いて調べたところ、本昭和三年二月以降告發された者に對する超加搭乗人員は二月二十八日より三月十九日に至る二十一日間のみでも十二隻定員計九、七五一名に對し定員超加人員一〇、四三六名で正に一〇七%に當つて居る。前表の上陸人員數は大連水上警察署及び海務局に汽船側からの表面的届出數を基礎とした統計であつて上陸者の實數は上述の事實より推して著しい差のあることが實證され得るのである。然し昨年度上陸實際員數を測るに海務局發表の上陸員數の二倍を以てすることは妄斷である。又之を以て全部山東避難移住民とも即斷は出来ない。それは該上陸員數中には山東以外仕出地船舶によるものもあり又入港船の悉くが定員數を超過せるものとも見られないからである。今昭和二年度中に於ける山東避難民の滿洲移住民數を測るに、大連經由渡來がその大宗であるから、前記上陸人員五九六、五四五名を以て算出の基定として出發することとする。上陸員數の實數は告發された實數から推せば前記上陸員數にその二〇七%を乗じたもの即ち約二倍したものであるが、前述のやうにこの中には山東以外の者もあり、定員を超過しなかつた船舶のものもあるから前

記上陸員數に五〇%を加へたものを實際上陸山東避難移住民數と假定することとする。この推定的假定は埠頭方面の當務者に於いても同様の推定を下して居る。總體的に五〇%の超過率を見ることも一見餘りに過多なるやの感があるが、上陸員數中には無賃扱ひにされて居る避難民帯同の無數の子供が計算から除外されて居ることをも考慮に入れる必要がある。

要するに超過人員最限度五〇%として過多でない。

$$596,545 (\text{上陸者數}) \times 50\% (\text{超加率}) = 297,272 (\text{超加數})$$

$$596,545 + 297,272 = 894,817 (\text{實際上陸數})$$

$$894,817 - 155,313 (\text{乘船離滿者數}) = 738,504 (\text{乘車離滿者數})$$

前記により大連上陸者の實數と見らるべきは八九四、八一七名で、乗船離滿者數一五五、三二三名を差引いた七三八、五〇四名は滿洲に滞留或ひは移住する者と見られやう。山東方面よりの入滿者としては海路營口よりする者と京奉線により鐵路奉天に到着するものと直隸省經由歩行入滿する者等がある。鐵道部營業課の調査に依る昭和二年二月より六月に至る五箇月間華工乘車人員奉天一五〇、二〇一名、營口三四、〇一七名(以上は入滿者數のみ)を算入すれば九二二、七二二名、之に奉天或ひは營口よりの徒步入滿者も亦尠からぬ數であらう。之を加算すれば、昨年中滿洲への山東移住民數は百

萬人以上に達したことが容易に測定し得られる。本年は一月、二月、三月の三箇月で既に二五〇、七五七名に達して居る狀勢より昨年の増加率を以て推せば百五十萬を突破し或ひは二百萬人にも達したであらう。之等の大部分は北滿への進出者であるから曩に東支鐵道が本年の支那人移住者に對し二百萬人の輸送計畫を立てたと傳へられたがあながち無謀の計畫でなかつたことが首肯される。

附記(山東避難民大連上陸員數の最大記録本年三月四日の一一、六〇七名)

第三章 避難民出身地及び移住地

大連港上陸者は上海天津安東海州龍口芝罘威海衛青島石臼所等の仕出港からの全部の支那人が含まれて居るから山東避難民の出身地考査の階程としては仕出港に依る分類を必要とするものであらうが現在數字を以て的確に判定し得る資料が無い。昨春より激増した滿洲渡來者の出身地考察として之を大連山東同鄉會や市中支那宿屋や個々の避難民等に就いて調べたところ、龍口芝罘より渡來する者と青島を經由する者とに二大別することが出来る。その出身地を探究すれば、前者はその背後地の登州府及び萊州府の一部でこれ等の大部分は恒例的の滿洲出稼苦力に屬する部類のもの、後者は主に西部及び西南部山東の曹州府兗州府並に東部山東の青州府萊州府地方であつた。就中、曹、兗、沂三府

は最も多くの避難移住者を出し同地方は連年の兵禍匪禍凶斂不作に惱まされ居る難民の數實に四百萬人と言はれて居た。昭和二年は曹州府兗州府からの渡來者が多く、本昭和三年は沂州府の沂水縣費縣莒縣蘭山縣の避難移住者が最も多かつた。青州府萊州府からは本昭和三年六七月頃より漸く多くなつたがこれは匪禍に追はれた一時的避難者と見られる者であつた。彼等の避難渡來の原因及び目的に就いては後述するが、目的地移住地に就いては茫漠として捕捉し難く只彼等はカナンの地を滿洲に求めて湖の如く押し寄せて來るのであつた。避難者も異口同音に滿洲は「有糧能喫」の地と稱し高粱と包米(玉蜀黍)とは實に彼等の蜜であり乳であるのである。さは言へ移住民の多くは哈爾濱を目指し哈爾濱から更に北滿の農耕地を目的とするもののやうであつた。只その地點を確かめ得ないことは遺憾であるが参考として大連鐵道事務所調の昭和二年出稼華工輸送著驛列を左に示して置く、内社線到達地の長春は主に哈爾濱其他北滿行きのものと惟はれる。

出稼華工輸送著驛別表 (大連鐵道事務所調)

| | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| | 鞍山 | 奉天 | 鐵嶺 | 開原 | 四平街 | 公主嶺 | 長春 | 撫順 | 四洮線 | 合計 |
| 昭和二年中 | 七六八 | 五二三 | 二二〇 | 一七三 | 四二七 | 二五三 | 三三六 | 四一九 | 一八七 | 計二六、七五 一、五〇〇 |

| | | | | |
|---|----------------|-------------|-------------|--------|
| 計 | 昭和三 年一 月 | 同 二 月 | 同 三 月 | 計 |
| | 六 | 七〇 | 八〇 | 一七〇 |
| | 一六八 | 九二 | 一七〇 | 二六〇 |
| | 五 | 六九 | 五三 | 一二七 |
| | 一七 | 一六 | 二四 | 五七 |
| | 一五 | 二六 | 二〇 | 六一 |
| | 三 | 四二 | 一六 | 五五 |
| | 二五 | 一九 | 四六 | 九〇 |
| | 一〇 | 四三 | 八二 | 一三五 |
| | 元 | 元 | 元 | 元 |
| | 二、八二二 | 五、九〇〇 | 四、九一五 | 一三、六三九 |

第四章 避難移住の経路

本記述が避難移住民を主題とするものであるから、普通の出稼苦力の來往経路は省略する。主なる避難民出身地たる西部及び西南部山東の曹州兗州沂州府、東部山東の萊州府青州府等各地からの経路に就いて考査するに、大體三路を取るものと見られる。一は濟南より鐵路津浦京奉線に依るもの、一は膠濟鐵路に依り青島經由海路汽船に依るもの、一は步行石臼所又は紅石崖に出て民船又は汽船に依り青島に上陸他汽船に乗り換ゆるもの及び石臼所より汽船民船に依り直航するものにと大別される。津浦線附近及びその以西即ち西部山東地方の者は濟南より津浦京奉線鐵路に依るは當然の経路であつて、昭和三年三月北方より山東軍に配給する軍糧及び元黑龍江省督軍朱慶瀾の斡旋による山東窮民

施與粟搭載の返還車を利用し濟南奉天間に親民連絡輸送を開始したことがある。その汽車賃は男大洋七元一五、女一元九五で濟南より青島經由奉天間船車連絡運賃の八元四七に比し甚しく低廉なるのみならず、時日の短縮と青島での船待ちに相當の日數を空費しその間徒らに滞在費を要するに比し遙かに便益であるから膠濟鐵路に作り青島に出る者は激減するに至り、當時濟南發奉天行同聯絡輸送に依る一日の収入一萬元に達したと傳へられて居た。然し蒋介石の國民革命軍の北上以來本年四月以後は杜絶するに至つたから同方面の避難者は再び膠濟鐵路に依り青島に向ふ者が増加した。又山東西南部の沂州府の一部分も亦博山支線から膠濟鐵路に出て青島に降つた。從來青島客棧は甚しく惡辣で法外の汽船賃を貪り暴利を擗る者多く四十餘戸の客棧は鐵道沿線各驛に店員を派遣して客引し無智なる難民を欺き居る状態なるに鑑み昨年十月より膠濟鐵路局は窮民の便を計り汽船會社大連汽船、阿波共同汽船、政記公司等と協定して四方驛以西各驛と大連間との船車聯絡切符の發賣を開始した。汽車賃三等の四割引青島大連間船賃大洋一元三〇その切符發賣數昭和三年一月三、三二二名、二月三九、八七六名、三月十五日迄二二、九七八名に達し昨年之の青島發大連間汽船による搭乗者一月六、一二三名、二月一八、一八六名、三月二二、八六五名に比し非常な激増であることが看取される。避難民を最も多く出したと目される山東西南部方面の沂州府地方の者は主に歩行して石臼所に出て民船或ひは小蒸汽船で仕

出さるる者の數も亦尠からぬものであつて、正確な數字は明らかでないが、道路による者の五分の二とも稱せられて居た。昭和二年九月發動汽船天徳丸が百七十名の定員に三百名の超加人員を搭載し風浪の爲顛覆し二百餘名が溺死したことが當時新聞に載つて居たのはこの航路である。又昭和三年三月頃民船に二百餘名の老幼男女の避難民を乗せ航行中激浪の爲沈没し三名のみ生存したのを他の民船に救はれ大連に來たと云ふ巷間の風説があつたが同経路のものであるらしい。同方面から徒歩で青島に出るもの又紅石崖より民船で青島に渡航するものも亦尠からずあつたもののやうである。

第五章 避難の原因及び種別

近來滿洲に渡來する山東省民の數が異常に激増し今尙その勢は衰へないのであるが、これが種別を檢討すれば大體に於いて三別されるやうに思はれる。即ち(一)は出稼華工であつてこれは妻子眷族を郷里に残し置き單身渡來して一年乃至數年間働いた後主に舊正月頃歸郷し暫く休養してから再び渡來するといふ状態を反覆するもので從來の渡滿者の大部分はそれであつたが、近年増加する渡來者は此種從來のものとその質を異にし單なる出稼苦力でなく殆んど婦女老幼を携へ一家を擧げて渡來する難民である。之等を(二)一時的避難と(三)永久的移住とに區別することが出来る。

彼等は山東地方が近年打續く兵亂匪賊の人禍や水旱蝗蟲の天災に悩まされ喰ふに糧無く住むに所無き爲滿洲をより容易の生活境として渡來するものであるがその悉くが永遠に滿洲に留まつて生み且つ殖す移住者ばかりでは無い。彼等が天災人禍に追はれ殆んど身を以て逃れるの状態でありながら尙郷里には多少或ひは相當の土地と家屋との所有權を確保(地券を所持し)し居る者も多數にあるから尙來つて山東地方が太平の春を迎ふるに至ればそれ等の或る部分は再び歸去する者であらう。他は全然望みを郷土に絶つて土地家屋を賣却擲棄した者とか或ひは近代經濟組織の變遷から來る傳統的累世同居大家族制度の破綻により一家から分解的に放れて來た者とかで之等は滿洲に新天地を拓くべく永住的移住民となる者であらう。今この兩者の數が計數的に擧げ得られないのは遺憾である。然し現在のこの天災人禍が一誘因となつて將來之等任意移住が逐年益々増加し遂にはそれが國家意志によつて對外的に組織的殖民計畫に推移するの時期が必ず來るであらう。又一面に地狭人多の山東より地寬人少の滿洲への移殖は極めて自然的でその移殖は將來飽和點迄に達するであらうことは地理上歴史上に考へて火を見るより瞭かなことである。これは滿洲に特殊の權益を有する我等とやがて直接間接に幾多の關係交渉を有つことになるであらう。

之等三種の渡來原因は彼等の地方的生活環境に依るのであるが大體に於いて之を地理的に又劃期的に區別され得るやうである。(一)の出稼苦力は從來より龍口芝罘青島或ひは天津經由汽船汽車で滿洲に入込みその數普通二十萬と稱せられて山東各地就中東部地方から出身する者が最も多くその數も逐年遞増するのであるが最近山東に起つた特異の事象によるものでないから暫く之を措き(二)一時的避難(三)永久的移住の兩者は大體に於いて昭和二年は西部地方の津浦線以西及びその附近の者就中曹州府兗州府地方の者が多かつた。昭和三年二三月から五六月頃迄は津浦線以東の沂州府の者が最も多かつた。更に六七月頃からはその方向を山東東部地方主に膠濟鐵道の南北諸縣に轉廻したのであつた。尤も東部地方では半島部の登州府膠州府方面は避難民と目される渡來は無かつた。之を綜合的に見れば、避難民の渡來は山東全省に互つて居て、或ひは地方的に或ひは個人的に起る種々の事由の下に補足的に各地から毎月斷絶することなしに避難渡來するの状態である。

避難渡來の最大原因は誰もが承知して居る如く之が直接の原因は連年の戰爭内亂に因を發する苛斂誅求兵匪土匪の人禍旱魃水災蝗害による天災等のあらゆる災厄に呪はれたがため郷土に安んじて生を送ることが出来なくなつたことと一方滿洲が歴史的に地理的に又總ての方面から見て避難の理想地であることであつた。

一、兵禍 山東地方は數年來南北鬭争の衝點に當り督軍張宗昌が一時山東に蟠踞せる時は二十五萬

の大軍を擁し之が軍費捻出にあらゆる手段を講じ地租の如きは元來一箇年一回であつたものを昭和元年は三四回を徴税し且つ出先官憲は地方官憲を強要して苛斂誅求を盡くさしめ又錢財糧草牛馬車輛の徴發を行はしめたのであつた。更に地方農民の最も悩まされたことは軍隊の地方駐在と通過とであつた。戦亂の巷となつた時は勿論であるが支那軍隊の不節制無秩序であることは糧草供給の強要家畜錢財の掠奪婦女の凌辱等あらゆる暴虐の限りを盡くし全く土匪草賊と何等選ぶところが無かつた。その上壯丁の強制人夫募兵の危険もあつた。かくして生活の安定は常に脅威を受け遂に自暴自棄になつた農民が一切の農具を縣衙門に搬び最早や今後農耕に従事せずと絶叫するに至つた村落もあつたと云ふことである。かくの如き壓迫からして難を滿洲に避くるに至つた主なる地方は西部山東の津浦線附近及びその以西であつた。殊に昨年は曹、兗二府地方から鐵路青島に出て渡來した者が多かつた。彼等は單に兵禍に悩まされたのみならず早魃と土匪にも併せ崇られたのであつた。彼等の離郷渡滿するに當つてはその土地を二足三文に賣り拂つて僅かの旅費を調達し老幼婦女を携へて避難するのであつて殆んど滿洲移住を最後の目的とする者が多かつたやうであつた。

二、匪禍 山東の匪賊は古から天下に有名なものであつて各村落は從來より土壁を圍らし保衛團を組織して土匪の襲來を防禦して居るのであるが近年兵亂連続のため地方の治安が弛緩し従つて各地の

土匪は益々勢を逞うするやうになつた。その上逃亡兵とか連年の水旱害のため喰ふに食無く已むなく匪團に入るものとかが加はつて、その數が従前に比して急激に増加して來、それに相當の武器さへ携ふるやうになつたため地方官憲の力なぞ到底及ばなくなつたのであつた。彼等は遂に一村を包圍襲撃して掠奪を擅にしたり村落を擧げて放火灰燼に附したり又産ある者を拉致して身代金を強掠したり若し之に應じない者があれば慘殺したり婦女を山窩に拉致幽閉したりして暴虐做さざる所が無いやうになつたのである。土匪の最も優勢なるものに至つては、縣城を占領して牢獄を開放し國民南軍を標榜して公然税金の公課糧草の徴發等をなすものがあるに至つた。中には之等土匪の襲來に對し土壁内に立籠つて保衛團や聯庄會（各村が相聯絡聯合して土匪の防衛に當る會）が防衛に當りその實力は官憲軍隊以上の村落もあつた。又救助勢援を紅槍會大刀會に請ふた所もあつた。縣城の占領された地方は東部山東の萊州府青州府方面でそれは本年六月以降のことであつた、但し他地方では縣城は軍隊巡警が駐在して居るからその附近の村邑部落までも安全であるのが普通の状態であつた。この匪賊の災厄は西部殊に西南部沂州府の各縣村落が最も酷かつた。この地方は連年凶作に悩まされ樹皮草根で露命を繋ぎ甚しきは餓死者を出す程であつたが土匪の兇暴は更に甚しいものであつた。彼等のために十數箇村が一時に灰燼に附せられ又掠奪空村に歸した村落など各地に多數あつた。之等の地方の避難民は

昭和三年二三月頃から青島を經由破帽敝袴を着け窮乏そのものの如き容貌をして陸續大連に上陸したのであつたが六七月頃に至つて稍々その數を減じた。引續き東部地方の萊州府青州府方面からの渡來者が増加して來たがそれ等も亦北伐南軍の使喚による土匪とか山東軍敗兵（この内北軍第八軍膠東司令畢庶澄が南軍への反逆により張宗昌に斃された爲兵匪に變じた部下が多かつたと稱されて居る）等より成る土匪の蜂起によつて追はれた者であつた、元來山東東部地方は西部及び西南部地方に比較し收穫は近年遙かに良好で七八分作を下らない程であつてただ昭和三年は春以來旱天と蝗蟲との被害により不作であつたが、滿洲へ避難渡來の原因は寧ろ土匪の擾亂が直接の原因であつた。これ等は土匪と稱されながら南軍側の者も潛入し敗殘兵も加入した兵匪であつた。従つて大部隊の團體が多くて縣城占領徵稅公課等組織的行動をするのであつた。又同地方はそれ等に對し紅槍會大刀會等の奮起があつて對抗闘争し一日として擾亂が絶えなかつた。紅槍會大刀會が土匪と戦つて一度敗北するやその據つて居た村落は實に慘憺たる結果になるのであつた。土匪は報復的に村落を攻撃して放火掠奪殺人凌辱等暴虚の限りを盡して餘すところが無かつた。かかる状態であつたから之等東部地方の者は難を避けんが爲に産ある階級は比較的治安の維持せられて居る青島其他の方面に移居し多少蓄積あり旅費も充分ある者は滿洲に同郷先住の知己親戚等を頼り避難して生活を計りながら一方山東の形勢を觀望する

のであつた。故に彼等には山東が太平に歸すれば歸還せんとする一時的避難者が多いやうであつた。之に反して西部及び西南部よりの避難者は滿洲に背水の陣を張る眞の窮人討飯者であつて永住的移民が多いと觀られるのであつた。

三、天災 山東でも早魃の爲農産に悪影響を來した地方は黄河一帯の西部から西南部に亘つて居た。その内最も甚しかつたのは西南部方面の曹、兗、沂の三府地方であつた。之等の地方は昭和元年來連續の凶作であつて平作の一分作から三分作に過ぎない所が多かつた。更に昭和三年に至つては晩春に蝗蟲が発生し野に一青を見ずと云はれるやうに作物の全滅を來した所もあつた。聞けば蝗蟲の群は地上一尺の高さに達し一夜にして一村の青苗を喰ひ盡した所も多數にあつたとか。故に地方農民の困憊は想像以上であつて或ひは樹皮野草穀皮芋蔓等をあさつて喰ひ甚しきは蝗蟲や名も無い石の粉などを喰つて飢を忍んで居る者もあつた。又餓死者も多數にあつた。然も兵變内亂連續の爲かかる慘狀も世の救恤の外に置かれたのであつたのみならず悪魔の如き兵匪は窮民の餘糧衣袂さへ掠奪し去るやうな状態であつた。之等の地方では土地家屋を有して居ても買ふ人が無かつた。僅少でも旅費を得て滿洲に避難する者は上の部に屬するのであつた。之等の避難者中でも老幼病者の如き手纏ひ足纏ひとなる者は郷里に捨つるとか幼少者を賣つて旅銀に替へるとかして生別離苦の哀話を殘しての渡來者も多かつ

た。又彼等の多くは土地と家屋とを放棄したのであつた。東部地方の萊州府青州府方面は昭和三年蝗蟲の被害はあつたがそれよりは寧ろ兵匪の災厄からの避難が滿洲渡來の原因であつた。それ故兵匪の擾亂さへなければ東部地方の者は滿洲に渡來しない程度のものであつた。

第一節 生活常態

第一項 村落の組織

山東省地方の村落自治機關には各村に庄長首事地保と稱する三職がある。首事は村民から公舉される名譽無報酬のもので別に任期を定めず、或る者は終身これを勤める者もある。首事は小村には二三名、大村には十名位居てその中から年長名望者が庄長に推されて村の代表者となり他の首事と共に村務を合議執行するのである。縣衙門に對する交渉往來は庄長が自ら之に當る。地保は首事の補助をする者で主に土地賣買契約の見證、村民の人命鬭争の案件に就いての調査、縣衙門への報告等常に村の内外を奔走する役を勤め有給の者である。それには春秋二期に收穫穀糧の一部を各戸より所有土地の畝數に按じ出し合つてその勞に酬ゆるのである。地保は多く二三箇村に一人を置くのを普通とする。萊州府昌邑縣地方の如きは庄長一人で大小の村務を見、會議傳達の事件があれば各家家族の尊長を招

集して用務を辨するのである。

村落の自衛として山東の各村落には保衛團が組織されて居る。土匪が猖獗し軍隊が役に立たず官憲も頼むに足らないとすれば人民自ら衛るの途を講ずるに至るのは當然である。支那で自衛團の最も發達して居るのは土匪の一番跳梁する山東地方である。青州府安邱縣では各戸より一壯丁を出し十家を一排とし各排に排長を置き各排聯合して一團を作り精強悍の者を公舉して團長とし別に副團長一名をも置き銃器類は縣衙門から拂下げを受けて居る所もある。保衛團に要する費用は村民の所有土地の畝數により按分負擔するのである。山東地方は昔から各村落に土圍子と稱し土壁を以て村落を圍らし土匪の襲來を防いで居る。土圍子には周圍四方に門を設け各門に砲坐を置いて保衛團が守備警戒して居る所もある。村内の夜警は團の各排が交替して任に當るのである。又各村の民團が聯合して聯庄會を組織して居る所もある。これは土匪の動靜を探查して聯絡報告したり或ひは土匪襲來に對し聯合擊退をするのであつて山東地方の聯庄會は成績が甚だ擧つて居て今や各地に組織されて居る。土匪兵匪の跋扈に對して一番大事な生命と家族財産を自衛するのであるから彼等は傭兵たる官兵巡警よりは眞劍であるのは事實である。堅固な土壁と整然たる保衛團とを有する部落では土匪が敢へて進入しないと云ふ實例は澤山あるのである。村落に招聘された紅槍會大刀會等が土匪團を擊退した地方もあつた

が、若しそれ等が土匪團と戦つて敗北するやその村落は慘憺たる目に遇はされるのである。支那人は元來怨恨復讐の念に強く殊に土匪は最も復讐心に燃えて居るやうであるから保衛團聯庄會に於いても一度土匪團と戦端を開く以上は最後まで持ち堪へる力がなくてはならないのである。下手に兇器を持つて居た爲に取上げられて自からを危ふくするの怕れがあると同様の結果を來すことがある。故に自衛團聯庄會を組織しながら土匪に降伏の形を執つて彼等の公課する糧草錢財を甘んじて納むる村落もある。しかし保衛團の眞剣なる結束は純眞無垢の自衛手段であるから軍閥の私兵である無力なる軍隊以上の効果を表はすものが多い。元來保衛團は地方的に土匪に對して起つたものであるがそれが單にそれだけに終らず、支那の現世に對して革新的自覺を振り起すに至るならば、土匪の如き軍閥と誅求飽くなき官憲をも容易に掃蕩し得るに至るだらう。曾つて曾國藩が湘勇を引具して太平の賊を平定したやうに今日之等の地方團勇を率ゐて立つ純眞の救國主はないのであらうか。

第二項 (一)平安時に於ける生産力(二)重要品物價(三)金融狀態(四)地方

市場との交通經濟關係(五)地價(六)小作料及び勞銀

一、平安時に於ける生産力 山東省は東部地方と西部地方と自からその地勢及び村落狀態が異つて居るので在來これを東府西府(東府とは登州府萊州府青州府、西府とは曹州府沂州府兗州府泰安府濟

南府武定府東昌府)と稱し區別して居る狀態であるから總てを一様に視ることは出來ない。西府は大地主が多くて一戸一千畝以上の土地を有する者も尠くないのに東府は殆んど小地主が多く、それ等は多くて二十畝位を所有するに過ぎないのである。従つて西部は佃戸(小作農のこと)が多く東府は自作農が多い。西府は貧富の懸隔が甚しく大地主は土地を兼併して益々富裕となるに拘はらず、窮人は永遠に小作農又は工人たるの域を脱することが出來ないのである。即ち中産階級が減滅しつつあるに反し東府は貧富の差が少く多くは外省に出稼又は商賣をなし住民は中産階級が多い。土匪兵匪の擾亂が起らない限り健全なる生活をなし得るのである。西府地方は黄河沿岸地方やわけでも曹、兗府地方は在來河水の氾濫旱魃等の天災が頻發するので住民は非常時に備ふる爲平素胡弓を練習し凶年に至れば胡弓を拉きながら省内各地を討飯し歩く者が多いと云ふことである。

東府と西府とはその常食に於いても趣きを異にして居るのである。東府は主に包米高梁を干飯又は餅子として喰ひ冬期は地瓜芋を常食とするが西府は高粱粟稗等を煎餅として喰ふのである。従つて東西兩府を通じ農作物は普遍的に共通して居ないのと地勢狀態によつて平安時の生産力は各地で異なるのであるが、別表で示すことにする。

二、主要品物價 彼等は殆ど原始的生活をなす地方農民であるから主食品即ち自作農産物及び鹽、

棉糸、綿布等が生活主要品であるが、各地とも度量衡を異にするの煩があるから別表によつて示すこととする。

三、金融状態 地方村落に於ける金融機關は鎮店（鎮店は小村に比して稍々大部落である。小村が人家百戸内外とすれば鎮店は三四百戸以上を有する。）に於いて毎月二度乃至五度定例日に市が開かれその開市日に錢桌子と稱する金貸業者が金融するのが唯一のものであつて、一の鎮店に於いて尠きは三四戸から大なる地方に於いては十四五戸も居る處がある。支部の都市開港場地方では細民間に種々の金融機關があり寫錢會と稱する日本の講會の如きものなどもあるが、山東農村地方では金融機關として錢桌子一種である。其他は農民間に彼此相融通することより外に何物もない。錢桌子は主に土地を抵當として貸金するが更に保證人を要するのであつて、之を地保と稱し、土地を抵當とせず單に保證人のみの對人信用により貸金するものを人保と稱するのである。人保の金利は地保より高い。地保に對しては月利一步から三步位、人保に對しては三步から四五歩位である。孰れも十箇月を期限として元利を償還するのが普通である。錢桌子から金を借りるには上述のやうな保證人を要するのであるが、地保に對しては土地所有に關し見證として借用證面に庄長の捺印あるを原則とするのである。

四、地方市場 地方農村には百戸内外の小村と二三百戸から千戸以上の大村とが散在して居る。之

等大村を鎮店とか集店とか稱し、大抵はその周圍の外廓に土壁を圍らして土匪の襲來に備へてゐる。鎮店は戸數の多少によつて大小に區別して居る。小鎮店は月に二回、大鎮店は四回位の定例日を定め開集と稱して市が立つのである。市には近在の小村から農産物を運んで來て販賣し、又日用品とか必要な穀糧とかを需めに集散するのである。點在する鎮店の開市定例日は甲の鎮店から乙の鎮店へと順を追ふから殆んど毎日のやうに市が立つのである。その市を次から次へと追ふと地方農民相手の日用品販賣の専門商人も居る。市は又縣城内でも開かれる。その開市の定例日は月に六回もある所がある。農民が市に物資の需給をなしに赴くことを趕集と稱するのであるが、物資の運搬は多く驢背又は籠、天秤棒によるのである。

五、地價 山東農村地方に於ける土地は各地でその丈量が違つてゐる。土地の賣買貸借抵當課税等に用ひらるゝ呼稱は畝であるが同じく畝と稱せられても大畝中畝小畝の三様あつてそれが地方によつて廣狹を異にして居る。大畝は七百二十竿平方（一竿は三尺二寸）中畝は四百八十竿平方又は三百六十弓平方（一弓は五尺）小畝は二百四十弓平方であつて、之を地方別にすれば、

大畝 登州府 内黃縣のみ大畝を用ひ他は小畝

青州府 内中畝を用ふる地方もある

萊州府＝内中畝を用ふる地方もある、又昌邑縣の如き九百六十弓の特別大畝の所もある
兗州府

沂州府＝内小畝を用ふる地方もある

泰安府

東昌府

武定府

中畝 濟南府＝内小畝を用ふる地方もある

青州府＝内大畝を用ふる地方もある

萊州府＝内大畝を用ふる地方もある

小畝 登州府＝黃縣のみは大畝を用ふる

地價は各地方により異り、畝に大小があるから一律に比較表示されないが、東部地方の萊州府青州府邊では平時一畝（中畝の三百六十弓平方）が八百吊から一千二百吊、西部地方の兗州府附近では（大畝で七百二十弓平方）八百吊、西南部沂州府地方では一畝（二百四十弓）六百吊位を普通とするやうである。之を地方により日本の一坪に換算し大洋を以て表はせば左の通りである。

○兗州府地方

1畝 = 720 竿

1竿 = 3.2 支那尺平方

1支那尺 = 1.0556 日本尺：滿鐵調査資料64號「東三省ニ於ケル度量衡」による

1畝の價格 800 吊

大洋 1元は平時相場 8 吊 6

3.2尺 × 1.0556 日本尺 = 3.378 日本方尺

3.378 × 3.378 日本尺 = 11.41 日本方尺……1竿は 11.41 日本方尺に當る

11.41 × 720 竿 = 8215.2……1畝は 8215.2 日本方尺に當る

8215.2 ÷ 36（日本方尺即1坪） = 228.2 日本坪：1畝は 228.2 日本坪に當る

800 吊 ÷ 228.2 = 35.05 吊……日本 1 坪の銅元價 35.02 吊に當る

35.05 ÷ 8.6 吊 = 0.407 大洋元……日本 1 坪の大洋價は 40.7 錢

○沂州府地方

1畝 = 240 弓 1弓 = 5 立方尺

1 弓(25方尺)=27.852日本方尺：滿鐵調査資料64號「東三省ニ於ケル度量衡」による

1 畝の價格 600 吊

大洋元は平時相場 8 吊 6

27.852日本尺×240弓=668.4日本方尺……1 畝は668.4日本方尺に當る

668.4÷36(日本方尺即1坪)=185.6日本方尺……1 畝は185.6日本坪に當る

600吊÷185.6=3.23吊……日本1坪の銅元價は3.23吊に當る

3.2÷8.6吊=3.72元……日本1坪の大洋價は37.2錢

○萊州府青州府地方

1 畝 = 360 弓 1 弓 = 5 立方尺

1 弓(25方尺)=27.852日本方尺：滿鐵調査資料64號「東三省ニ於ケル度量衡」による

1 畝の價格1,000吊

大洋 1 元は平時相場 8.6吊

27.852日本方尺×360弓=10,026.7日本方尺……1 畝は10,026.6日本方尺に當る

10,026.7÷36(日本方尺即1坪)=278.5日本坪……1 畝は278.5日本坪に當る

1,000吊÷278.5=35.9吊……日本1坪銅元價は35.9吊に當る

35.9÷8.6吊=0.417大洋元……日本坪の大洋元價は41.7錢に當る

六、小作料及び勞銀 小作人は普通その家族とともに地主に養はれその勞力に對しては、極く僅少の工賃が支拂はれるのであるが、土地兼併の多い西部地方に於いては小作人は永代小作人であつて今尙農奴的關係を脱し得られないやうである。勞銀關係に於いては年工と稱する一箇年間の長期を約するものと、日工と稱する日傭のものに分けることが出来る。年工でも日工でも食事は主人持ちであつて、年工の如きは主人と同様の食事を與へて待遇するのを普通とすることである。年工の勞銀は平年二百吊から三百吊位である。日工は二吊から農繁期には四吊位に上騰することもある。銅元の相場が逐年下落して細民の困窮は支那到る處にその聲を聞くのであるが、一昨年以前即ち平年時に於ける山東地方では大洋銀一元に對し八吊五百錢（一吊銅元五十枚一百錢は同五枚であるが大錢と稱し登州府の如き一吊が百枚、北京の如き十枚の所もある。他の山東地方では中錢と稱し銅元五十枚を以て一吊とする地方が多い。）であるから、日工一日の賃銀二吊は大洋二角即ち銀二十三錢位に相當するのである。

第三項 (一)家族組織(二)財産(三)收支(四)公課(五)臨時經常生活費の
不足補填の方法(六)借金又は財産減耗の原因

一、家族組織 支那の家族制度の族居制大家族組織は古代から行はれてゐるのであるが、その利弊に就いては今日幾多論議されそれが社會改造運動として表はれ、又都會地方では既に近代的の夫婦を基礎とした小家庭制が行はれるに至つたが、山東農村地方に於いてはこれを避難民に就いて見るも今尙依然として舊習を墨守して居るやうである。彼等の中に父子兄弟の各夫婦の同居家族が幾組となく一緒となつて滿洲に渡來して來るのを毎度目撃するのである。彼等は「不出五福」とか「五代族居」とか稱して分家分居を嫌ひ、一家庭に二組も三組もの夫婦が共同生活を営み恰も一家の繁榮を誇りとしてゐるやうである。族居制は家長尊族の存する限り子弟の私財といふものを許さず、財産は父子兄弟一家一族の共産制である。一家の經濟權は全くその家長が把握してゐて、土地を所有してゐる家では一族がみな共同の勞作に従事し遺産の繼承は子女に均分するのである。西部山東の如き大地主の居る地方では若し家族の一部に脱出者が出んとする時は、治庄子と稱して他縣又は他地の土地を買収して之に分與するそである。族居制は非常に長い間宗法制度の因襲を持續して來てゐるものであつて、それは近代的民衆政治の障害をなし社會改造問題の幹根とも目されるものである。卑近な點に於いても

彼等の門外に在るや長幼序ある如く、如何にも禮儀の國民であるかの如く振舞ふが、これ悉く形式體面から出るのであつて、門内同居の間に於いては互ひに禮に狎れて嫌忌爭論の絶ゆる時がないやうな實情であるから、彼等の間にも經濟的條件とか外界的な何等かの破綻が生じたら、同居より分離脱出せんとする氣分は充分醗酵してゐるやうである。

大家族制度もその家族の要素は結婚と産兒とによつて増員するのであるが、支那に於ける人口増加率の高いことは、世に有名なもので、早婚はその一因をなしてゐる。避難民の多數に就いて調べたところ、山東地方もまた同様に早婚である。彼等の多くは夫婦單獨の渡來者は尠く、必ず二三人から多いのは七八人の兒女を連行して居る。結婚年齢と子女の數に就いての統計調査の煩はここでは省略したいが、彼等夫婦の年齢は同歳であるか妻女が年上の者が多く、妻女の年低の者は殆んど見當らない。同歳の者は幼時に於ける兩親間の約婚が多いやうである。婚期は男子十五六歳から二十歳、女は十八九歳から二十一二歳位である。早婚の結果は、自然産兒の増加を來すべく、男に對し婦人の年が高い原因は、家族制度の因襲で、家長專制から來てゐる。元來彼等の結婚は本人の爲でなく全く家族の爲即ち家の爲に行はれるのである。一般に早婚の風があるから養女たる嫁に功利打算上自然相當の年齢に達した者を要求することになるのは當然で、年高の者であれば家政の事から田畑の勞作に至る迄そ

の日からでも直ちに役立たしめ得るからである。

大家族制度と切り離して考ふることの出来ないことは宗族制度である。大家族制度も宗族制度も數千年來續いた支那特異な血縁團體であるが、何れは近代的經濟組織及び現代思想の方面から崩壊する時が来るであらうが、今では尙かうした制度が種々の形となつて國家に社會に影響の波を打ち寄せて居るのである。彼等は祖先崇拜を中心に團結する故に各村落とも各姓族には宗祠があつて祠内には累代祖先の位牌を安置し毎年正月清明節に同姓の族人が其處に集つて祭祀を行ひ、又婚姻葬祭時には參拜し一族中重大な事件が起つた場合には大なる宗祠なれば其處で同姓の家長や尊長が集つて會議を開くこともある。又同姓宗族は地方自治の一單位をなすものと見られる點もある。一族中の規則は嚴格に守られて一族中の争ひは一族中の長者賢者の判決に従ふのである。山東萊州府昌邑縣の如き村落では村長は村内各姓族中の代表に尊長を招集して村務の打合せや傳達等を行ひ他地方の如く村長の下に働く機關たる首事等を省略節約する所もある。或る地方では一姓族の者のみ一村に集團して居る所もある。そして村名にその姓を冠して居る劉村とか朱庄とかがそれである。滿洲にも孟家屯とか鄭家屯とかの地名が澤山あるが、孟とか鄭とかの一族が集團して居たか、或ひは孟家とか鄭家とかの一族によつて創拓されたものであらう。同姓は俗に「一家子」と稱し血縁同族の關係を把持して「同姓不婚」

「族外結婚」の方則を守り又延いて「村内不婚」の風をも馴致してゐる。同姓血縁の扱ひとしては一家に嫡子の無い場合に遺産繼承者を需むるに當り先づ近親から始めそれでも無い場合は必ず同姓者中から定めるのも一例である。滿洲渡來の避難民中にも同村同姓の數家が連れ合つて居るのを屢次見受けるが支那に於ける同姓血縁團體は支那の社會組織に於いて見逃がされない組織要素であることは事實である。

二、職業 避難民の職業は農であるより外、殆んど他の何ものをも見出せ無かつた。避難の原因が農作の凶官憲の誅求に惱まされたからではあつたが、直接の動機が土匪の暴虐であつた。土匪の横行地は主に地方農村であつたから、滿洲避難民の殆んどは農民のみであつた。偶々雜貨商とか煎餅舗の主人とか宿屋業等の渡來を見たが之は既に滿洲に居住營業して居たのが郷里の慘狀を聞いて家族を纏めに歸つた者であつて引具された父母兄弟は依然たる小村の百姓であつた。縣城とか大鎮店には種々なる職業者も居るがかかる土地よりの避難者は極めて少數で滿洲避難が北滿の農耕目的者が多い關係上殆んど純眞な農民のみと言つて差支へはないのであつた。

三、財産 避難農民の郷里に於ける財産は土地と家とのみであつて戰亂が續き土匪の横行が絶えない山東地方に於いては餘財のあるべき筈はなく、西部地方の各地には五六百畝以上の土地を有する財

産家もあつて相當の餘裕を有するやうであるが、それも土匪の擾亂の酷しい地方では土地家財を捨て或ひは留守番一二人を残して省内の安全地帯即ち附近の縣城又は遠く青島方面に避難し去つて居る状態であつて、安固たる財産を確有してゐないものゝやうである。滿洲避難の窮民はそれでも郷里には多くは五六畝の土地と一戸を有して居る者であるが、近年地價は半額以下に下落し、それも縣城附近であれば土匪の危険から比較的的安全であるから賣買も行はれる模様であるが、土匪の横行する土地では全然典賣執れとも不可能であるのであつた。沂州府地方の村落では土地家屋を全然放擲して避難する様であつたから、現状では土地は殆んど無價値に等しいとも云へるのである。彼等の唯一の財産なる土地の地價(平時)に就いては前項に述べてあるから略する。

三、收支 山東地方の村落に於ける農民生活は平時に於いても決して安易なものではない。細農に於いては收支經濟の平衡が困難であつて不足補填の方法としては他省に出稼すると農副業とに依るのであらう。それが凶年の不作と苛斂誅求とに併せ悩まされては更に言外に屬するのである。農作收穫を基礎とした農家の生活收支に就き難民の説くところを綜合すれば左表の如くである。

(附記)

一、地點—(一)莒縣(二)諸城縣(三)高密縣の農村

一、家族—五人家族自作農標準

一、畝數—一家十畝を基準とす

(一)莒縣の一畝は七二〇竿(日本の二二八・二坪に當る)(二)(三)高密諸城縣の一畝は三六〇弓(日本の一畝は二七八・五坪に當る)

一、作柄—下地の收穫は上地の十分の三を以て基準とす

一、收穫—(一)莒縣は高粱麥大豆の二年三種作にして上地一畝の收穫は計一六五〇斤一年平均八二五斤十畝に付八二五〇斤

(二)諸城縣は同二年三種作上地一畝の收穫高粱二〇斗麥一九斗大豆一八斗計五七斗(一斗は平均三十斤)二斗平均二八・五斗十畝に付二八五斗

(三)高密縣は同二年三種作上地一畝の收穫は高粱一〇斗麥九斗大豆八斗計二七斗(一斗は平均六十斤)一年平均一三・五斗十畝に付一三五斗

以上の畝斗斤は當該各地に於ける呼稱による

一、食糧量—一人一箇年の食糧の穀物量平均六〇〇斤とす五人家族を基準とすれば三〇〇〇斤を要す

| 昭和三年分 | | |
|-------|-----|-----|
| 上地 | 下地 | 下地 |
| 二四 | 二二 | 一八 |
| 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一四 | 一 | 一 |
| 二九 | 二八 | 二九 |
| 七 | 七 | 七 |
| 二六 | 一 | 一 |
| 四〇三 | 二二八 | 四〇三 |
| 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 一 | 一 | 一 |
| 一六〇 | 一五八 | 一六〇 |

◎一斗は平均三〇斤

三 萊州府高密縣地方農家生計收支概算

| 昭和二年分 | 平年 | | | 荒年別及 | |
|-------|------|------|------|-----------|------|
| | 上地 | 下地 | 下地 | 上地及一畝の十畝一 | 下地別丈 |
| 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 |
| 二四 | 二七 | 二七 | 二七 | 二七 | 二七 |
| 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 | 二六 |
| 九〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 | 九〇 |
| 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 | 二二〇 |
| 二四七〇 | 二四七〇 | 二四七〇 | 二四七〇 | 二四七〇 | 二四七〇 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 一六九 | 一六九 | 一六九 | 一六九 | 一六九 | 一六九 |
| 四六〇 | 四六〇 | 四六〇 | 四六〇 | 四六〇 | 四六〇 |
| 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

◎一斗は平均六〇斤

| 昭和三年分 | | |
|-------|-----|-----|
| 上地 | 下地 | 下地 |
| 四〇 | 三三 | 二八 |
| 二〇 | 二〇 | 二〇 |
| 五 | 五 | 五 |
| 一 | 一 | 一 |
| 九 | 八 | 六 |
| 三 | 三 | 三 |
| 二六 | 二五 | 二四 |
| 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 一 | 一 | 一 |
| 六 | 五 | 四 |

四 公課 無智に近い農民からの聴取りであるから税目竝にその徴收法に就いては甚だ明確を缺くのであるが地方農家に對する課税は地畝税と稱する一種目を以て徴税されたものらしい。地畝税は地稅に當るもので元年一年一回所有地畝に按じ徴收するのであつて農民の都合に依つては之を春秋二回に分納することが出来る地方もあつたのである。課税の單位は一畝に對するのであつて地方によつては上地下地各様に税額を區別して徴收する所もある。地畝税の税率は別表の如く各縣各地により異なるが徴收方法は省より縣に縣より村に公課して來るのである。税率は毎年變るので無く一定の銀兩を以て示されるのである。その納付する銀元銅元の換算率は縣衙門で指定するのであつてそれが決して實際相場に據らず甚しく差がありその差の中に種々なる雜税が含まれて居るのである。軍隊が駐割して居る地點ではその換算率内に兵餉捐なども含まれて居る。それを農村の多くの者は地畝税と考へて年

々税金の高騰を怨むやうな状態だといはれてゐる。又兵捐は兵捐として別に徴収する所もある。税金以外には糧草を現物で隨時徴發することは軍隊の常例であつて彼等は軍隊の駐割や通過を極端に嫌忌するのである。東部西部の避難民出身地別税率は別表で表はすことにする。

五、臨時經常生活費の不足補填竝に財産減耗 有産階級の地方大地主は假令凶作の年が來ても生活に困窮するやうのことはなく兵匪の脅威があつても安全地帯に脱れるのはいゝが、細農民に至つては東部と西部とを問はず苛斂誅求に苦められて、よし匪禍や兵禍や天災が無くとも決して安易の生活をなし得られないのである。況んや人口の密度は支那全國中江蘇省に次ぎ土地は收穫漸減の法則により比年深刻で經費の不足生活の困難は前項の收支で述べた通りである。近時の山東の現況では冠婚葬祭の儀など無論借錢によらなければ擧げられない状態であつた。古から支那では婚喪は一大重要儀禮として「千金の家二度婚喪に遭つて空し」と云つた程重要視せらるるものであるが、山東農村では近時漸く之等の儀禮も簡易化されるに至つたやうである。結婚でも普通大娶小娶とかの儀式があるが現在では「送親」と稱して花嫁自ら包袱を抱へて驢馬に乗り近親に連れられて婚家に行き、葬儀も甚しきに至つては高粱殻に包んで埋葬するやうになつた。若し細農の家に結婚や葬儀の大儀が前後して起つた場合は借錢なくしては到底儀式は擧げられないのである。その時は村の財産家や鎮店の錢桌子(金貸業)

より借金するのであるがこの事は前項金融の項で述べた通りである。それが土地を抵當として月一分五厘から二三分の高利を借りるので利息に追はれて遂には全財産を減耗するに至るから尠くも自ら本分を守らんとする者は寧ろ最初に土地の一部分を賣つて所要を辨しよく／＼でなければ利息の金を借らないさうである。只年末收支の決算が出来ない場合に纔かに錢桌子から借金し翌年收穫の時に糧穀を賣つて償還するのである。いづれにしても山東の農村は収入と支出が伴はないので多くの細農は日々に窮迫して行き段々と大農に土地が兼併される経路をとることは事實である。よし天災匪禍兵禍が見舞はなくても彼等がより好き生活を求めんがため逐年人少地寛の滿洲に渡來するのは已むを得ないことであらう。

第二節 生活變態

第一項 (一)離郷の原因となる水旱蝗蟲の被害(二)同官憲軍隊の壓迫誅

求(三)同土匪教匪の壓迫(四)従前に遭遇せる災厄との比較

一、水旱蝗蟲の被害 西部及び西南部山東は旱魃水害による三年連続の凶作で東部地方はこれに反しここ數年は良好の農作を續けてゐたのであつたが昭和三年は東部西部とも春以來降雨無く五六月頃

に至り各地に蝗蟲が発生したため西南部地方など全く收穫が無い地方もあつた。東部地方は近年始めての不作であるが五月南軍が北軍の殘黨を討伐した時より各地に兵匪が蜂起した。ために山東全省は全くこの二三年來東端半島部の登州福山文登萊陽の數縣を除いた各地は殆んど天災人禍を併せて惱ませられない地は無かつた。それに苛斂誅求さへ加はり住民の塗炭に苦しむの慘狀は眞に眼を掩はしむるものがあつた。個々の詳細は難民記實に記述されてある通りである。水害に就いて聞くところは尠かつたが、青州府の安邱縣東臯庄附近には本昭和三年舊六月河川に大出水があつて人家田畝淹没すること二百箇村に及びこれがため人家の過半數が滿洲に渡來したとのを聞いた。早魃は西部地方西南部地方就中沂州府地方が最も酷くて三年間連續殆んど降雨がなく收穫は平年作の二、三分を出なかつた。之等の地方は前年の餘糧がある間は高粱一分に樹皮野草九分を混じて食して居たやうであつたが來る年も早魃來る年も凶作なので遂には全く食糧を穫ることが出来なくなつた。細農は稗と稗穀を粉に振り煎餅に焼いたり樹皮樹葉落花生の皮野草等を粉にして團子にしたり或ひは粥に煮たりして饑かに餓を忍んでゐたのであつた。沂州府莒縣の一村落では榆樹の皮芋の蔓を烤つて乾燥し粉に振り團子にして喰つてゐた。甚しきは兗州府泗水縣の一地方では石を粉にし高粱の粉を混ぜて烙餅に焼いて喰ふ者が出たとか。又その石が不硬不軟の石といふのであるから或ひは China Clay であるかも知

れない。かやうな物を喰つた村民は食後肚裡に固まりが出来てこれがため數百人死んだとの話もあつた。樹皮野草等を喰つた者は秘結に秘結を重ね日子を経るに従つて發病し餓死した。又餓孚道に横はるの光景は各村落の隨所に數多く見られるのであつた。之等の發病餓死した數は或村からの難民の實話によれば村民の百分の二にも達してゐたとか、又連年の不作に加ふるに今年は蝗蟲が発生したのでその蝗蟲を採つて喰つた地方もあつたそうである。之等の慘狀に就いては難民が自ら物語つた難民記實に盡されてゐる。

二、軍隊官憲の壓迫誅求 異常の水旱災及び土匪の横暴に對し如何に現状の支那とは云へ官憲或ひは社會的の救濟軍隊の保護が表はれなければならぬに拘はらず、些の施設も對策も講ぜられず、纔かに渡來避難民より聞き得たのは膠濟鐵路局の運賃割引と青州地方に張作霖より些少の施糧があつた外常蔭槐が黑龍江省長時代に郷里壽光縣より黑龍江省に三百人の同姓一家を移民せしめたことを耳にしたのみであつた。これは地縁血縁團體に對する救濟であつて別に官憲の施設とも見られず誠に大海の一粟たる社會的救濟に過ぎないのであつた。地元官憲軍隊に於ては寧ろ奇斂誅求を事としてその壓迫は高利貸の酷なるよりも甚しかつた。官憲が徵收する税金には種々の税目があるやうであるが元來農村では地畝税とか錢糧税とか稱する地稅の一種を一年一回納税するのが普通であるのを此の兩三年來

は地方民が水旱災に悩まうが悩ままいが、督軍張宗昌は自ら擁する二十五萬の大兵を養はんがため否應なしに奇斂誅求を行ひその納稅度數も一年三四回に及んだのである。世間ではこのことを指して山東地方では民國十八年十九年度分迄の稅金を先徵收したと稱して居る。その他地方の軍憲官憲は隨時隨所に兵餉捐や軍糧馬糧等を強制徵收するのであつた。之等の公課稅捐は各縣に分擔公課し縣は各村に分得し村は農民の各所有地畝に按じて取立つるのであるが、大農や富豪は更により多い割合で負擔させられる。最後に各村の村長は自村負擔のものを取纏め縣衙門に送達するのであるが、その負擔額に達しない場合等には村長は屢次抑留されて種々なる壓迫を加へられ又納稅の成績不良の時は村長を縣衙門に招致して未納者名を訊ね更に未納本人を拉致して毆打強要することもあつた。苛斂重稅は農作の收益を以てしては到底負擔が出来なくて遂には細民の抗稅運動が起つた所もあつた。更に地方民の最も悩まされたものは軍隊の通過と駐兵とであつた。無秩序の支那軍隊は家畜馬糧車馬夫の徵發糧食の供給強制は勿論屢次民屋に入つて錢財の掠奪婦女の凌辱等あらゆる惡事を働くのであるから殆んど匪禍と擇ぶところが無かつた。

三、土匪教匪の壓迫 山東の土匪は滿洲の馬賊紅鬍子と共に世に有名なものであるが近年の飢饉と兵亂とは益々彼等をして跋扈跳梁せしめ飢饉と兵亂が酷ければ酷い程其の團隊は子供の轉ばす雪達摩のやうに増大して來て少きは五十人から多きは萬人を以て數ふるに至つた。而して各相當の武器を以て或ひは村落を襲撃して放火掠奪したり或ひは山窩に立籠つて綁票(人質を拉致し錢財を略取すること)するのであつた。彼等の襲撃放火するや附近數十箇村を灰燼に附して一戸の住民をさへ止めしめなかつた。婦女の凌辱や老幼の殺戮はその都度に行はれた。一避難民が目撃したといふ慘劇に、或る村落が彼等の襲撃を受けた時燃え熾る民家の内から這つて出た三歳位の小兒を土匪は掴んで再び火焰中に投げ込んだといふ無慘な話もあつた。滿洲日報(昭和三年十二月十日發行)に青島發電として登載された章邱縣からの避難民談に土匪に據つて演ぜられた左記のやうな慘憺たる物語もあつた。

張明九に占領されて居る章邱城内の模様については目下外部との往來が絶えて居るので果してどうなつて居るか皆目知るを得ないが最近章邱から避難して來た支那人の語るところによると、民團が前後二回に互つて破られ城北の山を占領されてからといふもの張明九の勢力はいよ／＼熾になり張は城内に在つて掠奪した二十八人の美人を擁し日夜酒池同様の楽しみに耽つて居るそうである。しかも城民の生活は頗る慘憺たるもので城内には三十二箇所の井戸と十餘箇所の池があるが二箇所の井戸を除く外何れも女の死體で埋つて居るそうである之は凌辱を逃れるために自殺した者もあり凌辱された上殺された者もあるが兎に角此世ながらの地獄の有様だと云つて居る。

山東東部では昭和三年六七月以降土匪の勢が猖獗を極め縣城に占居して村落に向ひ糧草兵餉の税捐を公課強要する地方が尠くなかつた。土匪の綁票する状況に沂水縣の附近の村落から避難して來た者の話に數千人の土匪が來襲して何千人といふ村民を雲蒙山に拉致したことがあつた。その状恰も牛馬を驅るやうにして追ひ走り抑留中の食物は樹葉類のみを與へたので贖回さるゝ以前に病死した者も多數にあつたとか。曲阜縣の一村では或る中農の子息が一夜拉致された時は眼瞼の上に膏藥を貼付け耳の穴に洋臘を流し込み全く見ることも聞かぬことも出来ないやうにしたとか。教匪の被害に就いてはもとゞ大刀會紅槍會は教法を遵奉し土匪兵匪に當るべく立つた反動團體であるから民衆に對し慘虐の行爲はしなかつたが多數の團員を養はなければならぬので、多少村民を惱ました點が無いでもなかつた。膠州及び沂水縣の或る地方では大刀會が屢次村落を襲つて金ある者は金を奪ひ金無き者は糧食を掠するやうな行爲をしたこともあつた。

四、従前に遭遇した災厄との比較 山東地方の水旱災蝗蟲害土匪禍等は常習的のもので蝗蟲の如きは八年目に一回發生すると云ふ傳説さへあるのであるが這般の如く土匪の横行跋扈によつて數村が灰燼に附せられたり一村の者が擧つて他省に避難するやうなことは未だ曾つて無く光緒二年に山東一帯に水旱の大災が一回あつたことがあるがその後甚しい凶年は無かつた。その時は食糧が缺乏し餓死し

た者も多數あつたが然し兵匪や土匪の擾亂も無く苛斂誅求も行はれなかつたのみならず税金さへ免除されたから他省に避難した者は無かつたと一老避難民は語つてゐた。

第二項 (一)災害出現後の生産力(二)物價(三)金融(四)地價(五)勞銀及

び勞働機會の變態(六)生活狀態

一、災害出現後の生産力 災害出現後他省への移住者が異數に増加し農民が自暴的に土地を放棄し一村を空にして出郷した地方も多數にあるやうな狀況であるから當然地方の生産力が減退したことは瞭かである。早魃しかもそれが三年間連続の上昭和三年の如き蝗蟲發生によつて喰ふに糧なく已む無く他地方に生を求むるに至つた。西部及び西南部地方の如き所は三年間連續三、四分作より一、二分作に過ぎず、昭和三年の蝗蟲の被害に至つては地下生産物の落花生等類を除いては一粒の穀粒すら生産しなかつた地方もある様であつた。東部地方は近年各地とも六、七分作を降らなかつた程の良好を續けて來たが昭和三年は春以來降雨なく續いて蝗蟲が發生した爲一、二分作にも達しない地方があつた。東部地方の避難民は寧ろ土匪の擾亂からの一時的避難であることは屢述したところであるが同地は貧富の懸隔が少く自作農が多いので家族的分離移住者を除く外の者は郷里の平穩時を待つて再び歸去來するものと惟はれるのであるから生産力の復活は西部及び西南部地方よりは無論早く來るものと

視て差支へなからうか。

二、物價 支那農民は何處でも同じやうに殆んど原始的生活をなし殊に山東地方は地狭人多で常に生活に困難し纔かに出稼によつて生活費不足の補填をなしつつある状態であるが食糧品以外の物資は購買力薄弱である。従つて之等の價格に對しては平年と荒年とに依り高騰の差が尠い。只穀糧の價格は凶年に於いては平年の數倍に高騰して居る。各地の主要物價は別表で表はすこととする。

三、金融 山東農村地方の金融機關は第一節の生活常態の項で述べて置いた通り、縣城や鎮店で毎月定例日に開かれる開市に錢桌子が貸出す高利貸金の外何ものもないのであるが、土匪の擾亂避難者の續出地價の暴落等により各地の錢桌子は倒産して現在では山東農村に於いては金融機關は全く杜絶して居ると言つてよい。

四、地價 平時に於ける地價に就いては第一節で地方別に表示して置いたが現在に於いては平時地價の三分の一以下に暴落し又極端に言へば無價値に等しくなつたと言ひ得る地方もある。それは凶作と匪禍とに悩まされて避難する沂州府地方の農民の如きは典賣孰れも不可能なため全然放棄して出郷したのを見てもしか首肯されるのである。災害地と雖も比較的治安が維持されて居る縣城附近の村落は縣城内の財産家により買収せられて居るから安價ではあるが若干の價格が保持されて居るやうで

ある。

五、勞銀及び勞働機會の變態 農村に於ける勞銀は好年と荒年とを論ぜず餘り變化が無いと稱せられて居る。その理由は好年には避難出郷する者が尠く皆自家に仕事を有するので工賃が著しく廉くは他家に備はれることを肯ぜず、荒年は避難出郷する者多く従つて勞働力が缺乏するので假令滯郷者ありとしても各自家の土地で働かねばならぬから工賃が廉くては他家の雇傭に應じないのである。そんな因果關聯は工賃に對する高騰に影響を與へないやうである。只非常な凶作や土匪の擾亂等のため地主が土地を放棄して他地に避難したり一村を擧げて空に歸せられた地方等に於いては小作農奴の解傭追放があり年工日工等の需要が起らないのは當然である。かく勞働力に作つてのみ生活する無産窮民は無論旅銀があつて他省に移住するとか出稼するとかが容易に出来ないので省内でこれ迄作柄の比較的良かつた東部地方に勞働機會を需むべく移動した數も尠くなかつたやうである。

六、生活状態 災害出現後旅費が調へられ得ずして他省に避難移住が出来なかつた山東農民の生活状態は實に慘憺たるものであつた。食糧の缺乏から餓死に到る迄あらゆる變食を採つた點は前項に述べて置いたが、彼等は生活に安定無く生命財産の保護も無く日夜恐怖觀念に魘はれながら、或る時は土匪の襲撃から逃れて幾日かを村人とともに山中に暮し、或る時は家族とともに親戚の家に避難し、

或る時は省内の比較的平穩且つ作柄の良い地方に浪々として討飯に行き、或る時は他地に娘を賣つて生活の資に當てる等、陰惨生活の限りを盡したのであつた。食糧がだんく、缺乏し生活が益々困難し來る時、先づ第一に考へ浮ぶことは家族の口數を尠くすることで、定婚の娘は急ぎ婚家に届け、子無くて童養媳を欲する者には喜んで之を與ふるのであつた。

第三項 災害出現後の相互扶助及び自己救済

一、相互扶助 支那の社會組織に於いて地縁團體と血縁團體とは重要な組成分子であることは前に述べて置いたが、それ等の相互扶助は寧ろ主に外地に於いて發生するやうである。郷貫に於いて、殊に災害出現後の農村に於いては、支那の俚諺に「各掃門前雪」と言ふて居る通り、他家の事に關しては殆んど物的な救済はしないのであつた。村内に餓死者が出んとしても誰も顧る者も無かつたやうである。それが假令血縁親戚であつても分家し居る者に對しては救済することのないやうな状態であつた。又一面その餘裕も實際ないのである。極端なるに至つては一家に於いて食糧の竭きたる場合に殘して置いては餓死するに決まつて居る肉親の老親でも旅費が不足し居る時はこれを殘して避難渡滿する窮民もゐたほどであつた。況んや郷民の相互扶助機關などは見ることが出来なかつた。除外例には土地の富豪から恩惠的に所有地を買取つて貰ふとか親戚兄弟から金を借り旅費として避難するやうなこと

は稀にあつた。支那に於いては討飯と稱し、それが職業的乞食に非ざる限り窮して人家に食を討ぬることは普通のこととして敢へて恥ともせず、最少限度相互扶助の觀念に於いて各家で施食するの風があり山東省内でも平時から普通にその風が行はれて居たから災害出現後は特に西部及び西南部地方より比較的作柄の良好な東部地方に之等の討飯者が多數にあつたであらうと思はれる。

二、自己救済 環境上相互扶助が完全に求められない彼等に於いては自ら自己を救済するより外に途が無かつたのであつた。そうした災害から自己を救済するの途は他地に避難移住するか自ら土匪の群に投ずるかであつた。他地に避難移住するには必然的に旅費の調達を要するのであるがそれには今迄良好な收穫を續けた東部地方の農民は餘糧を賣つて纔かに露命を繋ぐの状態であつたから到底そんな餘裕のあり得やう筈がなく、苟くも所有物を以て旅費に替へ得るものは土地と家とより外何物もないのであるが、災害出現後に於いては之等の不動産も售らんとし質入れせんとしても到底不可能であつたから財産家に恩惠的に買つて貰つて偉かの旅費を得離郷した者もあつた。又漸く拵へた旅費が少額なため多數の家族を引具して目的地に進むことが出来ず止むを得ず老人病者等を殘留放置して自己救済に出た者もあつた。又背に腹は替へられなくて娘を賣つた者もあつた。旅費がなくて他地に避難し得られない者の内老幼婦女は附近を討飯するのであつたがそれも充分に與へられない地

方では餓死するのみであつた。たゞ壯丁男子にのみ残された唯一の自己救済方法は自ら進んで土匪となることであつた。近時山東地方の土匪となることであつた。近時山東地方の土匪の猖獗は敗兵の竄のもあつたがかうした窮民の加入によつて數と勢とを増したことは容易に想像し得られるのである。

第四項 (一)離郷の直接動機(二)旅費の調達(三)善後處置(四)前途の見込

一、離郷の直接動機 異常の天災人禍による壓迫窮乏が原因して山東農民を驅つて滿洲へ避難移住せしめつゝあるのであるが彼等が離郷の直接動機は滿洲地方がもと地寛人少にして鋤犂を入れぬ未墾の地の多いのと支那本土よりは比較的兵變に遠ざかり平穩なることと、彼等の地縁血縁の先住者が既に各地に地歩を得て安住し居ることとそれ等這般の狀況が郷黨に消息され知れ渡つて居るところに近親知人よりの招致に接し或ひは親戚父兄より旅費の送付を受けて離郷する者が續出するにつれ無縁の者迄も亦滿洲を憧憬するに至り遂には群衆心理に驅られて大膽に寧ろ冒險的に滿洲渡來をなすに至つたやうである。中には切々として迫る匪禍兵禍の不安に對し非々の恐怖心に慄はれた老母の勧めにより離郷渡來した者もあつた。彼等の天災人禍に對する怨嗟窮乏は我再び山東の土を踏まずと叫んで父祖傳來の土地と家と全く放擲して離郷した者も多數にあつたのである。あゝ如何に悲痛なる人類界の出來事ぞ。

二、旅費の調達及び善後處置 滿洲に渡來する彼等一家の調達した旅費は普通大洋の十元から五十元位迄であつた。その内で三十元位が最も多いやうであつたが、郷土山東に愛想を竭かし又窮乏から脱せんとする彼等には旅費を調達して離郷することが何よりも第一義であつた。それには或ひは縁戚知人から救援を受け或ひは土地家屋を典賣して賣る者もあつた。しかし之等から得る金額は頗る少量のもので地價なども災害地に於いては無價値に等しく平年の地價の十分の一にも充たないのであつたから、郷里で調達した旅費では目的地迄直行することの出來ない者が多かつた。大連上陸の避難民が徒歩して北滿に進む者の多數あるのはその理由であつた。ただ彼等は早く郷里を脱出して滿洲の土地を踏むことにのみ急であるやうであつた。大地主とか財産家とかは多く山東省内の安全地に一時的避難をなしたが、これ等は一二名の番人を留め土地家屋を監視せしむるのであつた。窮民細農に至つては全村が滅亡に近い部落で土地家屋を放棄して離郷する者を除いては多くは隣家知人等に之を管理せしむるのであつた。この外「押頭」と稱して土地建物を知人に預け若干金額の融通を受けて離郷した者もあつた。押頭とは全く好意的融通であつて土地家屋から生産する果實は預り主の收得に歸するのであつて別に期限を附せないのを慣例とし典質權とその性質を異にするのである。沂州府沂水縣の小農で十畝(一畝は二百四十弓)の土地と三間の家屋とを隣家に押頭して大洋十五元を借りて離郷した例も

あつた。

三、前途の目的及び見込 満洲先住者よりの招致により渡來する者は別として他の大部分の避難者は殆んど定まつた目的は持つてゐなかつた。無論農民である彼等は農耕によつて生を謀らんとするであつたが確然たる成算と見込とを立てて居た者は尠く漠然と某地に同郷者又は近隣親戚を尋ねその上で今後の生を謀らんとするといふ者が多數であつた。漠然たる者の内甚しきに至つてはその尋ねんとする先方の居所すらの確に知悉してゐない者もあつた。彼等には眞の意味の滄々浪々たる避難民が多かつた、故に目的とする北滿農耕地に達する迄には自然各地に淹留することを免れなかつた。彼等が如何に窮迫に依つて避難する者であるとは云へ確たる目的も又見込もなく未知の地に多數の家族を引見して彷徨するその大膽なる冒険は驚歎に値するものである。

第六章 避難移動途中

第一節 避難途中の出來事

大連に上陸する避難民の大部分は青島經由乗船渡來するものであつたが、それは津浦線以西及び附近

の者は濟南に集中して膠濟鐵道に依り青島に出で東部地方に屬するものも亦膠濟鐵道に依り青島に集るのであつた。又西南部地方の者は徒歩して海州或ひは石臼所及び紅石崖等に出て民船又は小蒸汽に乗つて青島に集るのであつた。濟南に集中する避難民は従前京奉線を迂廻して滿洲に入る者も多かつたやうであるが、北伐軍が北上した時即ち昭和三年春以降は軍事輸送や京奉線不通等の關係から殆んど此の通路は杜絶した。又昭和三年六七月より始まつた東部地方の避難者も最寄りの龍口及び芝罘が途上に兵變土匪の擾亂が絶えなかつたためこの方面を廻避するの關係上自然安全地帯の青島に集中するのであつた。故にこの兩三年來は青島と大連とは避難民が滿洲に流れる本流の二閘門に當つたのであつた。彼等が離郷して大連に到着する迄には徒歩汽車汽船等によつて可成り長い旅行をなすのであつた。避難民の總ては老幼婦女の家族を連れない者はないと云つて差支へなく不充分的旅費なるに加へてこの多數の家族を擁しての旅行であるから困苦缺乏に惱まされるのは勿論、その途上での種々なる出來事は悉く悲話哀話の種ならざるものはなかつた。その旅行が各個各自自由の避難移住で計畫的組織的團體は殆んど發見されなかつた。彼等の多數が汽船から上陸する状態を見るに携帶品を持つて居る者は殆んどなく僅かに夜具を擔ふ位に止まりそれも彼等の悉くが持つて居るのではない。全く「飯進上」の行列以上のもものではなかつた。彼等の同行同伴は地縁關係血縁關係の者に外ならないので

あるがその行先地や目的地は必ずしも同じではなかつた。尋ねる處が漠然たる各自の同郷の隣家とか知人親戚とかであるから單なる道中の同伴者に止まるのが多數であつた。道中で同伴になつた者の間には種々なる社會的紛擾悲劇が起つたやうであつた。今二三それ等に就いての話を述べるに、引具してゐた娘が同行者に誘拐されその老父が各地を捜し廻つて居るといふ話や一避難民が汽車賃の無い爲徒歩で進む途すがら愈々旅銀が竭きて娘を賣つたところその母は之を悲んでとうとう自盡をなし同時に娘を賣つた所の身代金は同伴の者に偷み去られたため自暴自棄して連れて居た他の一人の幼童を殺して自らも妻の屍の側に縊死を遂げたと云ふはかない話や滿洲に出稼中の息子から旅費の送金を得たから早速家族を引纏めて息子の處に来て見ればその金は馬賊をして得た金で頼る息子は行衛不明になつて居た話とかこのやうな悲話哀話は實に竭きぬものがあるのであつた。昭和三年二三月頃は多數の避難民が青島に殺到集中したため大連渡航の船が容易に得られなかつた。その時彼等の多數は多くの日子を青島に滞在するため旅銀が竭き遂に市上に子供を售るに至つた者も多かつた。一避難民から聞いたのに、或る者が十五歳の娘を大洋十五元に七歳の娘を十元に賣つたのを見た。又多勢が先を争つて乗船する時の混雜裡には海中に落死した者が出たり一家の親子が船上と陸上とに生別するの悲劇を演じた場面もあつた。避難途上で老人幼者や病者などの瘠れた者も亦多數にあつたやうであつた。

地方未知の官吏から救はれ乗船切符や食糧までも恵まれ行く先き迄その親戚に紹介されて救恤された美談もあつたが、このやうな例は避難行中稀に聞いたことであつた。

第二節 淹留地に於ける生活方法

避難民の行く先は概括的に北滿地方であつたが僅少の旅費を以てしては直ちに目的地に到達するこゝとが出来なかつたのであつた。故に彼等は或る地點まで汽車で行きその先は徒歩するとか途中で淹留して旅費を稼ぐとか途中で先發者よりの送金を待つとかするのであつた。従て彼等は避難途中に於いて多少の日子を何所にか淹留することを免れなかつた。淹留中の彼等の生活は最底下坐の生活その儘であつた。先發者又は先住知人より旅費の送付を待つ間小店(苦力宿)或ひは煎餅舗に滞在して壯者は市中に卯子工(雜勞働)を働き老幼婦女は人家に討飯する部類の者もあつた。又同郷の知人とか親戚の家に寄寓して同様の生活をしながら旅費を拵へることに懸命する者もあつた。小店煎餅舗の宿泊料は大連では普通小洋十錢、卯子工の賃銀は一日小洋四十錢以内であるがその卯子工に毎日あり付き得ることは山東のホット出の土地の事情に通じない田舎漢には困難のことであつた。それでも忍耐力の強い彼等は數箇月の後には若干の旅銀や貯蓄を得て目的地に近づくべく旅立つのであつた。小店や煎餅

舗に滞在中に或ひは病氣を發するとか送金が出來ないとかで宿泊料の支拂に窮するに至れば娘を賣るべく餘儀なくされる場合もあるのであつた。その他最も窮する者に至つては人家の軒下に寝ね又は山野に窩棚(臨時的小屋)を建て、住み家族と共に討飯するのであつた。討飯は人家から殘飯の施しを受けるのであるが支那では施者に於いても能く彼等を理解して之を與ふるに吝かでないやうであるらしい。避難者の口から滿洲に渡れば討飯しても日が渡れると言ふことを常に彼等から聞いたがその邊の消息を云ふのではあるまいか。

第三節 同郷人その他の相互扶助

恐らく支那人ほど郷黨觀念の強い國民はないだらう。郷閭では他人の門前の雪すら掃かうとしない彼等が他郷に在つては郷黨觀念を強烈に發揮するものであることを見るのである。よく地縁團體の各地官界民界を縦横に組結して相互扶助するの事實を見るのであるが、避難民に對しても亦滿洲各地の山東同郷會が種々の救助をして居る。大連の山東同郷會に於いては難民に對する船車の運賃割引朝夕二回の施食大連驛に於ける湯茶の給恤等を周到に世話をして居る。その他官民の有力者が郷里の窮民を招致して北滿地方の開墾に従事せしめる等の事もあつた。現に黑龍江省長であつた常蔭槐が郷里壽

光縣の同郷窮民三百餘名を旅費を給して招來したことや東支鐵道の一役員が自分の血縁とともに地縁の者を山東の窮境より救出した等の話は彼等より親しく聞いたところであつた。個人々々に於いても難民が頼り尋ねやうとする者は親戚に非ざれば同郷人であつた。彼等も亦同郷人に對しては努めて世話をし面倒を見るのであつて淹留地に在つては宿泊をもなさしめ又同郷人の誰彼を語らつて汽車賃や食糧迄も據出給付する等のこともなすのであつた。難民が目的地に達した時は、先住同郷者は必ず彼等のために勞働機會の世話は勿論、種々なる相互扶助の勞を執つて地縁團體の結成に努力するであらうと思はれる。

第四節 大連に於ける集團生活の狀況

大連に上陸渡來する避難民中には多數の家族を擁して居るため汽車賃に不足を來したとか老幼を引具するため徒歩の北進も困難であるとかで自然大連に足留りする者が生ずるのである。その内には寺兒溝、小崗子、香爐礁、石道街等の親戚知人の家に淹留する者も多數にあるが、避難者の數を増すとともに自ら獨力で附近山野の空地、地罅に窩棚(臨時的小屋)を建てて雨露を凌ぐ者を生ずるに至つた。之等の箇所で集團的なのは榮町海岸の埋立地の一隅であつて、此處には山東避難民の一セツツルメン

トを現出して居る。その沿革から云ふと、昭和二年の冬頃から発生したらしい。それは他所の空地に無断で建築した窩棚を官憲から追立てられ終に討飯に最も便宜な小崗子に近い同地に再び窃かに建てたのに起因して、集が集を呼んで遂に一セツツルメントを形成するに至つたものらしい。現在では百餘戸を算するやうになつてゐる。之等が殆んど山東沂州府莒縣の者ばかりであることは地縁關係の集團とも見られる。その窩棚の形状は丁度薄い書物をアングル型に開いて屋根としその儘地平に置いたやうな形でその屋根は古アンペラや古藁や古麻袋や鋳力板の破片を縄切れで綴り石塊などで壓へて居る。屋根の長さ即ちビームの長さは普通六尺位で三角形をなしてゐる。兩端は一は屋内の出入口は屋後に當りそのアングルの底邊(地上の部)は四尺他の二邊即ち破風は五尺位で骨組みは木片でしつらひ支へて居る。それは全く原始的形態に外ならないものである。

床を少しく掘り下げて居る點を見れば穴居生活より立體的な家屋へ一進化せる形態とも觀られる。屋内床の一部には古藁などを敷きその上に襪襪に近い蒲團などを置いて居る。屋内の廣さは一坪からせいぜい二坪足らずの廣さである。特にその中に親子兄弟等の幾組かの夫婦が家族六七人より多きは十餘人もが文字通りの此の陋屋内に同居して居るには吾人に驚異の眼を睜らさしめる。往昔清朝封禁の地であつた滿洲に山東から漢民族が流込んで來て荒地の開墾を始めた時は未開の原野に窩棚を營ん

で生活したのであつたが此の急造バラック小屋は丁度その當時の光景を思はさせるものである。滿洲村落の地名に李家窩棚とか遼陽窩棚とか云ふのがあるが荒蕪地開墾の當初はこんな窩棚を結んで集團したのではなからうかと思ふ。現在滿洲の殆ど全體の農村で親子兄弟の夫妻一家族がこのセツツルメントと同様に同居し然もそれ等が同一坑上に就寝するの風習があるが之は他省で見られない習俗である。往時の移住者が窩棚を結んで住んだ時は家屋建造の材料が需め難いのと家屋に投資するよりは土地により多く投資し一族の經濟的基礎確立にのみ専念して眷族の同居同室生活の不便は之を忍んで來た遺風が今に残つて居るのであらうが、此の風俗が基因して滿洲の農村では殊に家庭的人倫紛擾問題が常に惹起されるのである。こんな忌はしい習俗があるから現に他省人は滿洲の者を罵つて「關東驢」(關東は山海關の東即ち滿洲のこと驢は驢馬のことであるから云ふ所の意味は畜生道の滿洲者と云ふこと)と呼んで居る。

榮町セツツルメントに於いてもこんな狹隘な窩棚内に多數の家族が同居して居るの状は全く犬小屋が豚小屋かの感がする。現代文明の生活様式から見れば原始的と云ふよりは寧ろ畜類の生活状態である。居は人の心に移すのでこゝろいふ生活者を人倫問題で律することが或ひは律する者の誤りかも知れない。次にセツツルメントを親しく訪ふて第一に驚くことは彼等の子供が異常に夥多なることである。

支那の俗諺の「窮人孩子多」を如實に見せ附けられるのである。襤褸を垂れた殆んど半裸の子供等が窩棚の周圍を嬉々として戯れて居るが試みに彼の等の間に銅貨の一二枚でも投すれば殆ど無数の子供が蟻の如く集つて来る。聞けばこの部落で子供の無い小屋は一戸も無く尠くとも二三人は各戸に居るか。さればこの海岸一隅の小部落でも百戸が假りに各戸四人の家族を有するとすれば此の一小地點のみで約四百名の者が居る。實に偉大な繁殖力を有する國民であることが感知される。第二に意想外に思はれることは彼等難民の大人妻女が寧ろ樂天的なことである。天災人禍に逐はれて現在悲惨な不幸の境遇にあるに對して一點哀訴の言葉を聞かず、又悲痛とか愁傷とか落膽とかいふ暗い面持は一向に見られない。寧ろ平和の太陽の照るこの滿洲に在ることを祝福し居るものやうである。彼等は極端な宿命論者ではあるまいか。悲話哀話の主人公が餘りに平然として居るのには全く豫想外の感がする。生活方法に就いては彼等の内には郷里山東に相當の土地を所有してゐて一時的避難をなし徐ろに山東の平和が復歸するのを待つてゐる者もあるが、大部分は旅費や多數眷族を擁する關係上北滿の農耕地にも進出し得ず、さりとて山東にも後退し得られぬ者が多いのであつて、その生活たるや男子壯者は市内に卵子工を働き老幼婦女は毎日討飯して一日を渡つて居る故、この部落では自家炊爨の道具が發見されない。彼等は雨則可高臥晴則可閑行と言つた高士の境遇にあるものの如く疎食と陋室とは彼等

の生活には關係無いやうである。そして極端なる簡易生活裏に在つて盛に生み且つ殖しながら歩一歩の運命の開拓に努力し貯財し旅費を得れば更に北滿に新天地を求むべく進出するものである。かく彼等の困苦と缺乏とに平然として勤勞を捨てないことは實に底力ある根強い偉大なる國民であることをつくづくと思はせられざるを得ない。

第七章 避難民記實

本章は大連に於いて個々の避難民に就いて聴取した所をそのままに記述したものである。

○寺兒溝千代田町の一小店で聞いた時半箇月ばかり店錢（宿賃の意）を支拂はずに滞在して居る者二家族があるといふので本人等に就いて事情を聞いて見る。一つは山東省沂州府費縣尙驛庄趙某四十五歳妻三十六歳娘八歳男の子十歳、一つは同村隣家の者郭某四十八歳妻四十五歳長男二十二歳次男十歳之等二家族七人が一緒に一室（アンペラを敷いた疊三疊敷位の炕があり土間も同じ位の廣さ）に居る。各自蒲團は持つて居るやうであつた。舊曆三月中間大連に來た者である。大連に來た時は同じく隣家の一家族と都合三家族來たのであるがその内一家族は直ぐ吉林省の三岔溝に先發した。同所にはその者の外甥に當る者で十年來商賣をして居る者があつて同人から之等三戸の者が呼ばれて北滿に移住す

るのであるが、旅銀が不足したのでこの二家族は残留滞在中に三岔溝への前記先發者から旅費の送金あり次第出發することになつて居るものであるとのことであつた。

彼等三家族は舊二月二十五日同道離郷し歩行十日紅石崖に出で民船に乗り青島に上陸青島から汽船によつたものである。歩行十日間も別に野山に寝るやうなことなく住店(宿屋に泊るの意)し宿賃は一泊銅貨十五六位食事は家から携へて出た高粱を喰つて来たそうである。途中でも避難者が澤山陸續としてゐた。宿屋などは満員で屢々土間に寝させられ中には老人などの瘡れる者や子供を紛失した者などもあつたと。

大連のこの宿では一泊小洋十錢食事は外から煎餅を買つて喰ふ。煎餅は一日一人二斤位ですます。(煎餅一斤銅貨二十文)男は時に埠頭方面で卯子工に傭はれ一日小洋四十錢位得られるが慣れないから苦しくて毎日は續かない。この頃は子供等に油坊運搬の大豆の零れを道路に拾はさせて食事に當てゝ居ると。

彼等の郷村は人家五百戸位で村には土圍子(匪賊を防ぐため村を圍るの意)があり自衛團は皆鐵砲を所持して居てしつかりしてゐるので土匪の襲來はなかつた。しかし連年の凶作で一畝が一斗か二斗位しか收穫無く高粱の價額なぞ一斤銅貨三十文、豆餅一斤二十五文で村の者で豆餅や樹の皮野の草な

どを喰ふ者もあつたが、幸に村に三軒の財主兒(財産家の意)があつて五日目に一回豆餅とか高粱かを難民に施食するので未だ餓死するやうな者はなかつた。郷里では到底生活が出来ず村民は皆「有糧能喫」の滿洲移住を希望して居る。既に六七十戸は滿洲に移住した。そつといふ情況だから地價なぞ甚だ廉く又現在では買手も無い。姓趙の方は昨年十七畝の畑の内三畝を大洋十元で賣却したそうである。近村では匪賊の被害多く昨年舊七月此方の隣村に來襲したことがあり、村民の射殺婦女子の拉致等が行はれ中には恐怖のあまり自ら井戸に投身した者も多數あつた。又村の家は全部焚毀された。この時以來彼等の村でも匪賊の來襲を恐れ滿洲移住が増して來た。匪賊の來襲した北方隣村のその村は赤家庄といひ、人家百戸位あつて全村の者は耶蘇教徒は無く回々教四戸他は皆佛教徒であると。

郭某の方は家に畑二十畝餘あり、家兄と嫁と姪甥老父とあつて尙郷里に残留して居ると。惟ふに之は限られた土地で凶作は續き家族大勢では益々生計困難になるから隣家の滿洲移住のこの機會に分裂移住することになつたものであらう。此の如くして支那の大家族集團主義制度もだん／＼と崩壊せらるゝのではあるまいか。(五月十四日)

○榮町海岸アンペラ小屋居住者の一つ、山東省沂州府莒縣蔡家園子の者、主人蔡德海三十八歳妻三十六歳娘八歳男の子四歳父親六十歳母親五十七歳六人暮し、今年二月郷里を出て歩行討飯一箇月で青島

に到り十日間居つた。この間人に傭はれたり要飯したりした、金があつた時は土店（花子店とも稱し苦力宿屋）に泊り金の無い時には人家の空地に寝た。或る日街上で同郷同姓の遠い親類に當る者に偶然出會つたのでその者から切符を買つて貰つてその日汽船に乗つて大連に來た。寺兒溝の野天に一日寝たが同郷の者に教はつて此の地に來た。此處でも野天に三日間寝たがその間に古アンペラや古筵を拾つて來て蓆窩棚を建てた。郷里では土地は無く人家の傭工（人に傭はるゝに傭工と做工との二つがある、傭工は長期間の契約小作等做工は一時的の勞働卵子工等を云ふ）に依り生活して來たが村の人も殆んど四散したので傭つて呉れる者がなくなつた。全く生活に窮して出郷したので滿洲に來ても誰を頼り何處に往くといふ目的地は無い。北滿の方には農耕の仕事が澤山あるやうに聞くが盤費（旅費）も無く老人子供の大勢を連れては歩行しても行かれない。現代では市中に卵子工に出ると家族が討飯するのと暮して居るが、今日は仕事にあり附けなかつたと。その小屋の主人なる者が現状の甚だ困苦なことを訴へた。尙郷里の家は賣らうと思つても買ふ者が無かつたからその儘にして棄てて來たと言ひ足した。（五月二十一日）

○武藏町萬順客棧の店頭に於いて。郷里山東省沂州府費縣と云ふ一荷車曳きから今年二月歸省した時の沿途の難民實見談を聞いた。語つて曰く「自分は昨年二月大連に來た者であるが今長門町で荷車曳

きをして居る。今年二月郷里費縣から老母の訃報に接して歸省した。青島から小汽船に乗換へ石臼所に上陸歩行したのであるが途中難民の數非常に多く道途行列をなし絡繹として絶えぬ状態であつた。縣城から六十餘支里の姜家庄で小店（小宿屋）に泊つた時など土匪からの避難者が村に充満してゐた。自分も難民と一緒に土間に寝させられた。中には身に一衣も着け無い者もゐた。村外で六十七歳位の老婦と老婆と三歳位の子供が路傍に凍死した居るのを見た。その他老幼男女の哭き叫ぶ慘状は眼が當てられなかつた。尙或る一村では百戸ばかりの人家が悉く土匪に焚毀され二十餘名の男女が焼死した話も聞かされた。自分の郷家は費縣の城内であるから兵隊巡警が居るので土匪の襲來がないので附近村落の金のある者は皆避難して來て居る。屋賃の高騰甚しく一間房子（支那では家屋の廣袤を數へるに「間」と云ふ語を以てするのである、間は外面の柱と柱との間を云ひ一間と數へる。房子は家屋の意）大洋七元、八元もし、尙家屋は拂底して居住し得られない者が多數あつた。城外二三里を離れた所でも屋賃は一間大洋の四五元もすると云ふ状態であつたと。以上に依り山東地方の天災、匪禍、兵禍に悩まされた村落地方に於ける住民に起つた現象の歸結は概括的に（一）有資産階級たることを持續せる者兵禍匪禍により無一物になつた者を除き）は山東省内の縣城其他安全地帯に一時的に避難し（二）多少の現金を有し又は旅費を作り得た者は家族を具して北滿地方に農耕者として移住し（三）全然無産

階級に屬する者は地方に勞働機會が無いから放浪討飯するより途なく壯者は匪賊に投じ老幼は餓死凍死することになるのではあるまいか。(五月二十二日)

○大連驛四等乗客待合場で避難中一團をなしてゐるものを見たからその内の一人を捉へて聞いた。それは山東省沂州府費縣鄭上(縣城を離ること七十支里)の者で姓は范、名は貴盛、年二十四歳、七十歳の父と六十八歳の母とを連れ一行に加はつて居る者である。語る所を聞けば、自分等以外一行は老弱男女十七人居るが皆同村同姓の者で曩に村から洮南府に移住した者より同地方の農耕開墾が有望であるとの消息があつたので連れ立つて來たところである。自分の村は人家百五十戸ばかりあるが昨年十月土匪の來襲を受けその後村民は陸續として逃げ本年二月になつて又大々的の來襲を受け人家八十戸焚かれ死傷者二十名を出した。附近の村落も同様の被害を受けて周圍一帶の村の十分の七八は滿洲其他に四散し盡した。一行は本年舊三月二十八日村を出て歩行討飯九日にして石臼所に著き民船で青島に出た。(民船費每人二吊文即ち銅貨二十文)汽船に乗り昨日大連に著き客棧裕長棧に泊つた。(汽船賃每人大洋二元五十錢宿賃每人小洋五十錢)これから長春迄汽車で行き洮南には歩行する考へである。一行中六名は汽車賃が不足したが客棧で貸してくれた。客棧の者も長春まで跟いて來る。長春で知人から借りて支拂ふことになつて居ると。一行の風態を眺むるに夜具らしき包を携へて居るものは僅か

に三名のみで他は所持品としては柳籃と瓢箪位のものであつた。孰れも破れた綿入れを着て居た。大連の市上で見ると「飯進上」、物貰ひ、乞食が汽車旅行をするといつたやうな態であつた。

因にこの一行は同村同姓の者が一團となつて相寄り相助けて居る模様であつた。昨年春このかた避難民の大連上陸者多き時は一日三千人以上のこともあつたが一村又は數箇村を團體とする計畫的意識的移住は無いやうであつた。殆んど一家一族を單位とする細胞的のものであつて偶に近隣一二戸を連行する位に止まり昨一箇年に滿洲への山東移住民は筆者の計算に依れば百萬人に達し有史以來の事象であるが、モーゼがイスラエル人を率ゐた如き規模のものではなかつた。殆んど自由移動であつて這の間官憲の保護獎勵とか懲懲とかは無論なかつた。滿洲及山東で地方的には開墾移民を計畫した者が二三あつたやうに聞いたが具體化されてゐないやうである。従つて意識的團體としては同村同姓の一團が最も大なるものであつたらう。これと云ふも先住者よりの消息によるとか「人少糧多」と云ふ風説に動かされて漠然として滿洲に移住し來る者のみであつて決して計畫的のものではないのである。兎も角同村同姓の者が一團となると云ふことに就いては或る意義をなして居るものに外ならない。同姓の者は「一家子」と稱し遠親の姻縁關係の位置を嚴格に保持して同村同姓間に於いて婚姻しないことや一家の世襲無き時は近親より遠親に至り遂には同村同姓に及んで之を求むること等は農村に於いて動か

せない不文法となつて居る。家族集團や家族結合は支那に於いては古から諸方面の社會事象に現はれて居る。農村の發達沿革に於いても一族同姓の結合によつて移住開墾が始められ遂に一色一鎮を成すに至つた例は隨處に澤山ある。滿洲に於いては殊に多い。孟家屯范家屯陶家屯郭家屯李家窩棚曰く何曰く何悉く孟姓范姓李姓の一族の結合創造によるものである。支那の社會組成殊に農村に於いては家族中心宗族結合祖先崇拜主義は可成り鞏固に保守されて居る都市は勿論僻村にも必ず宗祠が祀られ過節の時同姓同族の者が香を炷き叩頭の禮を怠らない風を見ても明らかである。近時歐米の思想とみに注入され孔教排斥運動自由結婚の提唱等の風潮もあるがよし都會のヤングチャイニース向きの問題であつて農村に於いては祖先崇拜家族中心宗族結合の因襲は未だ牢固として抜き難いものであらう。同村同姓の前記移住團體(?)范氏の一族は將來或ひは洮南の附近に第二の范家屯を創成するに至るかも知れないものである。(五月三十日)

○大連驛四等客待合場に於いて。山東省曹州府、城縣李家海(縣城を南に距る四十五支里)の者、李好選年三十三歳妻三十五歳男の子十四歳次男八歳三男六歳四男二歳女の子十歳の一家七人、語る所を聞けば本年三月九日離郷歩行討飯半箇月で下窪(?) (日照縣の東南に大窪と云ふ地がある、或ひはそれであらうか)に至り民船に乗り二十日餘で昨日(六月九日)大連に上陸船賃全體一括大洋八元、船中では

携へて來た小米(粟)を煮て喰つた。郷村一帯は土匪の被害甚しく昨年十月に夜間土匪の來襲があつた。その時村の財産家五戸を襲ふて男五人を殺し主人二人と娘一人とを綁票(人を拉致して錢財を要求すること)し去その後大洋五百元を以て三人の者を贖回したことがあつた。自分等如き細民は被害が無かつたが連年の凶作と重税と糧穀の高價とで村民は皆困窮して居る高粱一斗(五十斤)に付三十五吊分小麦一斗(五十斤)四十吊文穀子(粟の皮を剝脱せざるもの)一斗(四十斤)三十吊文、税金は地稅一年二回一畝一回一吊六百文(一吊は銅貨五十文一百は銅貨五文)其他特別稅金(稅目は知らないといふ)を昨年は四回徴せられた。一回一戸銅貨三十文(自家に對する課稅で他は何程であつたかを知らない)を課せられた。自家には尙母親と兄夫婦と子供とが居る。郷里を出る時は所有二十畝の畑の内田畝を大洋三十元で賣つて旅費を作つた。黑龍江の敗山縣(?)に従弟を尋ねて移住農耕に従事する考へであるが旅費の關係で奉天まで汽車で行き後は歩行北進しやうと思つて居る。郷村は百戸の人家であるが昨年來陸續として滿洲に移住して來て今では五十戸位が残つてゐない。旅費が出来なくて離郷し得られないのが大部分であると。(六月九日)

○露西亞町舊滿鐵醫院跡前の路傍に蹲踞して居る老幼一族の難民が居り孰れも困窮途方に暮れ居る如き状態であるから仔細があらうと就いて訊ねたら山東省青州府博山縣顏山(縣城を南に距る六十支里)

者で李景平年七十六歳寡婦四十歳その長男十三歳次男十歳三男六歳四男四歳娘八歳の一族七人であつた。七十六歳の白髪で残り少い辨髪を垂れた老人が語るのを聞くと、「郷里一帯は連年の凶作でした、それに今年は土匪と敗兵とが隨所に掠奪を行ひ郷里では到底安んじて生活をする事が出来ませぬから撫順炭坑に働いて居る長男の所に行かうと思つて郷里を出ました。郷里を出ます時に寡婦の家の畑二畝と私の家の畑二畝とを大洋百十元に賣りました。それを旅費としまして本年舊三月八日一族八人を連れて十三里程歩行して三里溝(?)と云ふ所に行きました。其處から青島行き聯絡切符(三里溝は博山よりの運炭鐵道驛らしい、膠濟線に三里溝といふやうな驛名はない)を買はうとしましたが、途中人の言ふのを聞きましたのに山東大洋票は滿洲では通用しないとの事でありましたから早速二男に命じまして携帯して出た(畑を賣つて得た)旅銀百十圓の内百圓を交換しに郷里に歸らせました。そして大連の山東同郷會で互に會ふ打合せをしまして私共はその儘娘等を連れて三里溝から汽車に乗つて先發しました。大連には舊三月十二日に到着しました。三里溝から大連迄の聯絡切符は大人一人に付大洋四元五十錢でした。大連に大陸しました時は殆んで旅費が竭きて居りましたから山東同郷會に行つて事情を陳べましたが豫て聞いてゐたやうな救済はありませんでした。しかし二三日もすれば二男が來ると思ひまして夜は同郷會の壁下に眠り晝間は市中に討飯に出まして只管二男の來連を待つてゐま

したが三日経つても五日しても十日過ぎても來ない。とうとう二十日餘りしてから漸くやつて來ました。そこで質しましたところ金を交換して三里溝に引返したが南北軍對戰のため汽車が不通になつてゐたから其處を去つて附近の馬上車站(?)に行く途中、張宗昌の敗兵に有金全部を掠奪され仕方なく歩行して青島に辿り着いて討飯をしてゐる内街上でふと郷里の隣家の者に遇つたから事情を話したら汽船の切符を買つて呉れたのだそうであります。その二男が大連に來ましたのが舊四月十四日でありました。そこで一族を連れて小崗子の庄家小店と云ふ小宿に宿泊することにしました。それから宿屋に事情を訴へて汽車賃を借りまして二男一人を撫順の長男の所に調金に出發させました。彼が撫順に行きましてから今日で丁度十一日になります。歸つて來ないのみならず一向に消息が無いのであります。宿屋の方では籠貨が九圓ばかりたまりましたので主人は八歳になる此の娘を賣れ自分が世話をしてやると云ひましたのですが母親は勿論私もどうもその氣になれませぬので、拒絕致しましたらとうとう携帯して來た蒲團行李を抑留して私共は今朝追ひ出されました。仕方がなくてかうして停車場に來て二男が撫順から歸りはしないかと見守つて居るのであります。老の涙を流しながら物語るののであつた。

博山縣までも亦凶作続きで土匪や敗兵の劫掠が酷しく去年から今年にかけて彼等の郷村は二回の掠

奪に遇つたそうである。人家は百戸位であつたが他省に避難して今では六十戸位になつて居り、地捐（地稅）は今年正月から三月に至る間に二回も徴せられ毎回一畝地に付三吊文（一吊は銅貨五十枚）であつたとか。（六月十三日）

○大連驛四等乗客待合場に於いて。山東省沂州府莒縣清水集（停水衛か）（縣城の南八十里）の者孫鳳珍年三十五歳妻三十二歳娘四歳隣家の者二十人餘と同行本年舊五月四日離郷し歩行三日石臼所に到り小蒸汽船に乗り青島に渡る。この船賃一人大洋一元三十錢（宿賃を含む）青島に一泊、汽船に乗り舊五月十一日大連着下船直ちに寺内通に開業して居る同村隣家の煎餅舗を尋ね三泊した。これより汽車で長春に行く。長春で同地の救濟會（？名稱判明しない、その存在は煎餅舗から聞いたとか）から切符を貰つて哈爾濱に行き更に歩行して三姓縣東溝で小作をしてゐる親戚を尋ね農耕に従事する考へである。

郷里は昨年舊七月土匪が附近一帯を數回來襲した。その時自分等の村より五十人からの綁票が行はれた。それ等は村から七十里を距つた闕家寨（家園子？）に拉致された。闕家寨は千戸餘の人家を有し土園子のある大村落であつたが一度土匪の襲撃を受けた時住民悉く四散しその跡を土匪が根據地としてゐたのである。その後九月になつて綁票の半數は贖回を了した。十月になつて聯庄會（各村聯合

保衛團）の攻撃に依つて土匪は其處から敗走した。その時多數の綁票による拉致者は殺されたが逃げて歸つた者もあつた。當時頭目の劉黑七は陣歿した。しかし幕下の劉天會と劉黑七の妻女の二名は尙一千餘名の部下を領率して子因山に移民し現在は再び郷里附近一帯に出沒し始めた。

郷里一帯は數年來の凶作で現在は糧穀が著しく缺乏して居る。住民は多く樹皮樹葉落花生の皮とか山菜野菜（山菜野菜は野草と異なり當然人間の喰ひ得るものによしで、植物名を聞いたが判明しないのは遺憾である。）等を喰つて日を送つてゐる。滿洲地方に渡來し來る難民はまだ上の部類に屬するのである。その餘の者は既に土地を賣喰して今は何物も残つてないとか。又本來無一物であるとかで外省に逃げやうと思つても旅費の出來ない者のみであつてそれ等の日々餓死する者が尠くない。村民の多くは喰ふ糧穀がないので樹皮野菜等を喰ひ不自然の生活をするから日子を重ねるに従つて發病餓死するのである。之等の數は附近各村を通じ人口の百分の二に達して居る。自分の村は五百戸ばかりの人家であつたが半分以上は他省に移民した。本郷は土園子があり又集店（大きな村落で毎月一回以上市が立つ、之を鎮店とも云ふ）のある村であるから附近から避難して來る者もあり他省に移民した數は正確に數へられない。今年は春から雨水の順調を得て植付けた苗の成長も良好であつたが四月になつてから蝗虫が發生して被害が尠くなかつた。恐らくは今年も亦收穫の希望は無いだらう。一緒に同

行出郷した二十人は山東で又大連で一人一人と減じて現在では皆四散してしまつた。彼等は旅費がないので各所で討飯働工に去つたのであつた。郷里では佃戸(小作人)の年工(一箇年の給金)は去年は百吊文であつた。賃金も去年はまだ悪い方ではなかつたが、現在では五十吊文六十吊文でも尙備ふ者は無い。地價は現在一畝地に付一元か三元位だが買はうとする者は容易に見付からない。

婦人の副業としては別に無い。野山に柴火(薪)を拾ふ位である。餓死した者でも棺材で葬らるる者は半分位でその餘は高粱稈に包み埋葬するのである。富裕な家には自家の墓地があるが窮人は多く義地(共同墓地の意)行路病者には他村の者等は亂攻崗子(官地)に埋葬する。又貧窮者に對し打官吊する(近隣者據出して棺材を求め埋葬すること)如き風は近時その餘裕なく殆んど廢たれた。式典儀禮として白事(葬儀)は紅事(婚儀)より出費が多いのを常例とするものであるが疲勞その極に達して居る現在に於いては報廟(縣城では城皇廟に村落では土地廟に死者上天を報告するの儀)埋葬の外送大紙(接三の儀と同じだが山東では送大紙と稱し知己親戚より追弔を受け又季菜の宴席を設くる日)や一七七、百日祭等の儀を完全には餘程の富裕者でなければ行はない。僧侶の放焰口(誦經)や吹鼓手(哀悼を奏する樂手)の招聘は普通以上に無く吹鼓手のみを呼ぶだけでも上の部に屬する。棺槨なしに高粱稈に包まれ埋葬さるるのが村落での普通状態である。糧穀の値段高粱一斗(八十斤)四十吊、粟一斗(六

十五斤)三十八吊、小麥一斗(九十斤)四十八吊、大豆一斗(八十五斤)四十四吊、稗一斗(四十五斤)二十吊、落花生(外皮のある分)六百文(銅貨三十枚)。

郷里の家には父及び弟妹三人居り十畝餘の畑を所有して居るが滿洲で生活が容易ならば更に全家族を招來する考へである。郷里を出る時に親戚から大洋七元を借りて旅費とした。大連では寺内通の煎餅舗から汽車賃を借りたと。

△煎餅舗に就いて

同郷隣家の煎餅舗を尋ねるとか其處に宿泊するとか汽車賃を借りるとかよく避難民から聞くのであるが山東の東部北部地方の村落の常食は多く片々(包米の粉で釜に配列蒸製したもの、大豆粉を混ぜたのは味が良い。山東同郷會では片々を施食して居る。片々に似て非なるものに窩頭がある。滿洲及び北京邊で多く喰べる。材料は同じであるが製法と形とを異にする。窩頭は饅頭形で底部に穴があるが全然蒸して作る。煙臺撫順炭坑では華工に之を給する。)であるが沂州府では煎餅が家常の主食物である。煎餅の材料は高粱粟稗の粉で三者は二者を混一したものであるが一種のものが多い。製法は至極簡單で平鍋、丁度東京地方のベツタラ焼の如く鍋と云ふより寧ろ鐵板様のものの上に油を塗りその上に煉つた粉を平たく敷き日本の煎餅のやうにそれは大きく薄く焼くので素人にも出来る。市中の煎

餅舗は多く沂州府の者が開業して居る。そこで自然同郷の知人が頼つて来て宿泊するやうになり之が後に發達して宿屋兼業となり遂には專業の宿屋側から云へば無許可の宿屋營業と稱するやうになつたのである。又之等は煎餅を買つて喰つて呉れば宿賃は取らぬから來いと難民を埠頭で宿引するに至つたやうな發達經路がある。之は沂州府附近の主食物煎餅が根源するものと思はれる。(六月三十日) ○寺兒溝一煎餅舗で。

山東省沂州府莒縣小店子庄(縣城の南三十五里)姓張三十五歳妻三十四歳男の子五歳十日前青島から汽船で來連。郷村は三十八戸の寒村で土匪の擾亂は無かつたが三年來の凶作で糧穀が缺乏してゐた。村では稗と稗穀を混ぜて粉に碾いて煎餅にして喰つて居る。本年は春以來雨水の順調を得て作物の成長は可良であつたが最近蝗虫が來襲して一夜の中に作物を全部喰つてしまつた。蝗虫の密集の大きさは一尺にも及んだ所があつた。

土匪の擾亂に就いては郷村から九十里離れた人家四百餘戸を有する九格庄といふ村に本年三月土匪と敗兵とが一集團になつて襲來し掠奪殺人の限りを盡したことがあつた。自家には六畝の畑と三間の家とがあつたが大洋十五元で村の財産家に質入れして旅費として離郷した。歩行七日青島に出て二日間小店に滞在後江船に乗り來連した。大連では人力車曳の親戚を探して今後を相談する考へであつた

が尋ね當てられなかつた。

現下何の目的も無く此處に淹留して居る。仕事を索めても仕事が無く已むを得ないから妻子をして日中は討飯をさして居る。此處の宿賃は銅貨五文である。

一、郷里の税金は毎年二回毎回一畝に付大洋五角其他特別税(兵餉)每一畝に付大洋二元五角工賃一日六百錢(銅貨三十枚)平年一日四百錢から五百錢。

二、女子の家庭副業 棉花の紡績及び自家用機織

三、糧穀の價格 高粱の一升(十一斤)三吊七、三吊八平年三吊稗一升(九斤)二吊三平年二吊一麥一升(十二斤)四吊二三平年は三吊七、八粟一升(十斤)三吊餘平年二吊五。

四、婚嫁の儀 有資産家は娶親と稱し婿は轎に乗り他に嫁の乗る轎一臺を連れて嫁の家に向へに行き、此の兩轎は四人の轎夫で昇ぐ。各轎の前方には花傘を差し持つ所の者が各一人居る轎の後方には各轎の跟轎的が一人宛居て計十二人の人を要する。奏樂する吹手は現在では傭ふ者は無い。無資産者の結婚は等親と稱して嫁方から賓客と稱する兄又は叔父等二人で嫁を連れて婿の家に行く。此の場合轎は小化轎一臺四人昇ぎで簡單であるがそれでも十吊文位の經費を要し宴席等の儀は略される。窮人階級に至つては嫁の父母が娘を驢馬に乗せて婿の家に届けるので嫁にも禮服などは着せない。之を圓

房(成親)と稱して居る。幼童を或ひは金を得或ひは金を得ないで世繼の無い他家に與ふる所謂童養媳婦も亦父母の一人が跟いて之を其の家に届ける。

小兒の時に結親(許婚の意)するの風もある。その時は媒人の手で送妝は婿方から回禮を嫁方から贈答する。送妝は錢(五吊文から三百吊位まで)と紅布(一套の衣服分)回禮は筆墨帽子手巾等の贈答がある。兩者が長じて後、成親の儀が擧げられる。結親(許婚)されない場合の成親(許婚)には送妝の錢は可成り多額に達する。支那では賣買結婚が行はれるといふのはこの事を云ふのであらう。

凶年に於いても村では童養媳婦とか結親とか圓房とかに依つて廣義の婚姻が行はれるらしい。之は貧家では出來得る丈け家族の人數を減じやうと計るためで一種の富の平均を求める方法かも知れないだから入嫁させる側は出嫁する側より幾分か有餘裕あることが認められるだらう。

五、葬禮、有産階級では棺の擡棺的(棺昇ぎ)二十四人、最高では三十二人の壯大な葬儀もあるが普通は八人で早く。奏樂の吹手を備ふやうなことはない。それでも十吊文位の經費を要する。眞の窮人に至つては死體を高粱殼に捲いて埋葬する。

墓地は本村の者は祖塋も財産家は個人専有のものがあるが普通は同姓者(一家子とも云ふ)共有のものである。他郷の者とか十五歳以上の小兒は亂葬崗に埋葬する。支那には他に義地と云ふものがある

が、之は多く商埠の地にあつて他郷者で姓の同異を論ぜず埋葬し得るものの墓地を云ふのである。

祖塋や亂葬崗は支那の村落に於いては依然として祖先崇拜同姓の集結主義家族主義又は小兒を家族的に人格視しない遺風が尙堅いやうである。(七月十八日)

○大連驛四等乗客待合場に於いて。

山東省萊州府即墨縣大村(縣城の東十五里人家百五十戸)姓李年六十歳本年舊六月五日出郷歩行即墨に至り自動車に乗り青島に出た。自動車賃大洋一元、青島で小店に四泊宿賃一日小洋一角半、汽船に乗つて今日大連着、汽船賃大洋二元三角、これから千金寨に同地で酒屋をやつてゐる弟を尋ねて行き相談の上更に歸郷し今秋迄に家族を纏めて來、將來は滿洲に移住しやうと思つて居る。自家には七畝の畑と三間の家屋とがあつて家族十名が住んで居る。

郷里の農作は昨年迄は順調であつた。今年は降雨が無くて作物は皆枯死した。村には大財産家と稱する者は無い。皆普通の者である。村には聯莊會が組織されて居て現在は絶えず土匪と戦争をして居る。一回に胡匪の十名位を捕虜にしては縣城に送つて銃殺する。最近では縣内土匪の横行が甚しいので縣知事も何處にか逃亡したとかである。村では今年は麥の收穫は無い。現在では芋を喰つて居るが、芋の蔓も早魃のため枯れた。現在村内では誰の家でも糧穀があれば誰でも行つて取つて喰つて居る。

秩序も何も無い。全く亂七八遭である。聽けば隣縣の萊陽縣も現在民變が起つて隊を組み青天白日旗を擧げ南軍と稱して誰の家にも侵入して錢糧を掠奪しその勢甚だ旺盛なので遂に縣知事も逃亡しその跡に彼等は自薦の知事を立て、居るとか。自村は人家百五十戸餘あつたが已に十分の三、四は皆旅費のない者ばかりである。地税は昨年は二回徴せられた。毎回一畝に付き五吊文であつた。今年はいに二回徴せられた。毎回一畝に付三吊文であつた。麥の値段一升(十二斤)五吊文位、高粱一升(十一斤餘)三四吊地價現在一畝千五六百吊文で非常に廉價であるが誰も買ふ者は無い。去年の地價は一畝二千吊文以上であつた。(一畝はこの地方三百六十弓一弓は五公尺一公尺は十二吋に當る。畝も山東省には大畝中畝小畝があり黃縣地方は大畝の七百二十弓で又四百八十弓の地方もあり中畝の三百六十弓の地方もある。(萊州府濟南府)小畝は二百四十弓である。文登縣の如きは小畝を用ひる。滿洲地方は小畝の二百四十弓、尺に公尺材尺の二様あつて公尺は木匠尺とも稱する。材尺は公尺に比し七分長く、良類等に用ふる。一吊は銅貨五十枚。)

女子の副業。十四五歳から十七八歳の娘は髮網(ヘヤーネット)線網(レース?)を造る。この工賃、髮網は一箇に付銅貨五文から八文位、線網は一箇四五文位、主婦は家庭で炊事洗濯の外副業をなさな

50

娶親儀式。普通一對の花轎を用意し一つには婿が乗つて嫁を迎へに行き音楽を奏する吹手を備ひ附随せしむるのであるが近來は吹手の音楽は遠方の胡匪の掠奪綁票の誘引になることが恐れられるのと凶年のため儀禮の簡略化で之を省略する風になつた。花轎は一對で轎夫賭付で上等四十吊位、下等で十吊文位である吹手は一組(五人から八人位)は普通でこれも賭付の十五吊位。

葬式。棺材は普通八人舁ぎで紙入紙馬紙房子を附し吹手をして樂を奏せしむる。僧侶の讀經は財産家でなければ行はない。

人が死んだ時は當日直ちに報廟と稱し家人は土地廟參詣燒香し之を神に報告する。又送湯と稱し當日三回土地廟に詣で粥の水を廟前に注ぐ風がある。窮人は死後二日目稍々階級を進めて七日目財産家は三十五日目に埋葬する。財産家は葬儀に孝狗の行ふ儀例を學んで燒香行禮をする。其他禮式先生と稱し全儀禮を指導する先生を請聘するものもある。これは前清時代には秀才級の者であつたとか。禮式先生は神碑の神主の主字の一點を給點するやうな儀も行ふ。(七月二十七日)

○大連驛四等客待合場に於いて。

山東省萊州府高密縣劉家庄(縣城の東北五十里人家百戸)姓劉年三十四歳妻三十四歳男の子八歳三歳娘十歳五歳弟三十二歳その妻三十歳男の子九歳五歳娘七歳都合十一名の一行。

本年舊六月十八日離郷高密より鐵道により青島に出て三宜泰に一泊汽船で昨日(舊六月二十日)大連上陸三宜棧に一泊(汽船賃大洋二元五、二元七の別があり、客棧と船内で切符を求めたため相違があったと)これより哈爾濱に行かうとするところで、哈爾濱は弟が以前居たところ同郷隣家の者も居て荒蕪地を開墾して居るから仕事を求むるに都合が宜いと思ふ。

郷里は土匪兵匪の擾亂が酷い。村落では連年土匪に惱まされて居るが本年舊五月に至り土匪は縣城を襲撃し牢獄を劫掠し獄吏を殺戮し死刑囚を開放し且つ縣城を占領して自ら國民革命軍東魯民軍司令部と稱して税金を徴して居る。初めは十日に一回十五日に一回であつたが後には毎日徴税し毎回一戸大洋十五六元であつた。最初は財産家のみであつたが後には各戸から徴税するやうになつた。村民は到底之に堪へられないので白槍會と稱する紅槍會と内容が同じいところの會を組織して對抗するやうになつた。自村から二十里を距てた崔家集の白槍會では夜半土匪の司令部を襲つて錢財を掠奪する計畫を立てた所、事前に發覺し土匪の集團は崔家集を襲ひ村民を悉く殺戮したことがあつた。之は舊五月二十日の出來事であつた。現在では各村落から土匪に毎日糧食を運搬供給して居る。人民は全く安居して生を營むことが出來ない。官憲でも土匪を防備することが出來ないので村民鐵砲を配布して防衛されてゐた。但し之には一戸から大洋四十元五十元を納めさせてゐた。後に土匪が縣城を襲撃した

とき鐵砲配布先きの人名簿を押收して鐵砲の徴發をなし若し無い時は一戸に付三百元を罰金するやうなことをした。

税金は一年一回の地畝税銀一錢七分であつたが去年は四回一通の通算大洋三元餘を徴された。今年

は財産家から四回細民から二回の徴税を行つた。之は全部北軍駐割時の調税であつた。地價は平時一畝五六百吊であつたが現在大洋二十元(大洋一元は八吊一百錢に當り大洋二十元は約百六十吊位)で作物が植付けられたまゝのものでも尙買はんとする者は無かつた。自分は十畝地の畑と九間の家屋があるがその儘に放棄して來た。

自分が離郷する時には既に人家十分の三位は他省(滿洲)に逃荒してゐた。爾餘の者と雖も皆逃荒せんとする者であつた。

農家の作物は去年も今年も普通であつた。凶作なるが故に逃荒するのではなく全く兵匪擾亂のため安易の生活が出來ないからであつた。

糧穀の値段

| | 今年 | 昨年 |
|-----|-----------|-------|
| 麥 | 一斗(六十斤) | 二十五吊 |
| 高 梁 | 一斗(五十八九斤) | 二十吊位 |
| | | 二十四五吊 |

粟 一斗(四十五六斤) 十七、八吊 二十吊

大洋一元〇八吊一百錢(今年)。(八月六日)

○大連驛四等客待合場に於いて。

山東省萊州府平度縣双處集(縣城の東八里、人家六百戸)姓張年四十歳本年舊六月十九日青島を出發し汽船で大連著三宜客棧に五泊、今日公主嶺に行かうとしてゐる。郷里には五十畝の土地と十三間の家とがあるが本年五月兵匪擾亂の際家族を連れて青島に避難したものである。

郷里の農作は兩三年來五分作であつたが今年は更に良好の方であつた。

兵匪。本年二月北軍の通過があつた時村落の掠奪が行はれ粮草の徵發驢馬家畜の強奪等を盡くして五六日間滞在して去つた。五月には再び土匪(敗兵を混じた)が村落を荒した。その時は平度の縣城に進入して牢獄を開放した。附近村落の財産家は錢財を持つて竊かに青島に逃れ家財道具は皆放棄して去つた。窮人と雖も皆四散した。土匪の進入するや屋内の地下をさへ掘つて錢財の隠匿を探索した。土匪の跋扈横行は現在も持續されて居る。

税金。地畝税は元來一年一回一畝(中畝で三百六十弓)銀五分二釐であつた。一昨年は三回通算三十吊昨年は四回通算三十吊であつた。

地價。平年上地 一千吊文位。

平年下地 七八百吊。

現在 半額でも需要者はゐない、現在税金が過徴であるため收穫では收納されないから。

收穫。好年上地一畝に付麥五斗(一斗百斤)高粱六斗(一斗百斤)大豆五斗(一斗九十斤餘)昨年一昨年の收穫は半額であつた。

物價。

棉花 一斤(此地一斤は二十兩)四吊餘

洋線 (機械製紡績等)一把(八斤)四十二吊

織布 一尺(公尺一尺五寸に當る、公尺一尺は十二吋に當る)(缺)

鹽 一斤一百錢(銅元五枚)

麥 一斗(十斤)五吊

高粱 一升(十斤餘)四吊

粟 一升(八斤)四吊

鹽 一斤 銅元五枚

昨年一昨年今年とも大差はない。

大洋一元 八吊二百文

百吊の賣買に對し二吊の危険保證料を徴する。

錢桌子も兵匪擾亂後悉く倒産した。

部落の組織。現在聯庄會組織の議が擡頭して居る。(八月十一日)

○大連驛四等客待合場に於いて。

山東省蒙陰縣高都庄(縣城の東北三十里人家二千戸)姓張年三十一歳妻三十歳男の子十歳七歳。

本年舊六月二十九日離郷、汽車で青島に出で汽船に乗り舊七月二日大連著西崗子の同郷知人の内に四泊、本日奉天に出發同地奉天驛に勤務して居る姉婿を尋ねて行くところであつて別に考へた目的はない。

郷里には二十畝の土地と五間の家とがあり、叔母に管理させてある。郷里の農作は此三四年來凶作であつた。今年は麥は收穫したが他の作物は舊五月に發生した蝗蟲のために植付けが皆喰はれた。蝗蟲の群は非常なもので地上半尺に達して居た所もあつた。

郷里一帯は數年引續いて土匪の擾亂が酷かつた。土圍子の無い小村などは土匪の一群が襲ふて放火

殺人掠奪の限りを盡し綁票なども絶えず行はれた。金のある者は贖回して歸るが金が無い者は人質を慘酷なことをして殺す。贖回が遅延すると鐵の棍棒を以て亂打する。最初は財産家のみを綁票したが後には金の有無を論ぜず綁票した。

自分の村は財産家は皆他地に避難した。錢の無い者は討飯に去つた。糧穀の貯藏がある者のみ郷里に死守してゐたが現在では蝗蟲の被害でこの秋の收穫の望みも無く喰ふ糧食は盡きるから海を渡つて滿洲に来るのであるが旅費の調達が出来ない連中も多くてそれ等は皆昌邑縣高密縣地方に討飯に去つた。自分の村は現在三分の二の人家は逃荒避難し去つた。残りの者は家に在つて今秋の落花生の成熟を待つて居る。落花生を賣つて旅費を拵へ滿洲に移住を企てゝ居る。落花生のみは蝗蟲の害は及ばないのである。自分は家族が落付いたら今秋落花生の收穫に歸る考へである。現在三畝の落花生が植ゑてある。

郷里では食糧の無い者は榆樹の皮を碾いて汁を粥にして喰つたり桑葉とか苦菜とかを水で煮て喰つたりして居た。これは今年春頃からの話である。郷里では餓死する者も尠くなかつた。

以前に遭遇せる災厄との比較。六年前に旱魃と蝗蟲の發生とで凶年であつたが今度のやうに餓死する者は無かつた。又當時は糧食が無い者とか金の無い者のみが滿洲に来たが現在では土匪と誅求とに

悩まされて金を持つて居る者までも避難するのであつた。以前は土匪も少く税金も輕かつた。

税金。地畝税は元來一年一回一畝に付銀二分五分七分等土地の良不良に據り一様でなかつたが、
昨年は八九回一年の通算大洋二元八毛錢昨年五回一年を通算して大洋二元であつた。今年は徵税は無
かつた。昨年の如きは納税しない者は縣衙門に拘禁した。穀糧を所有するものでも賣卸が出来なくて
金錢を得られない者は納税に甚だ苦しんだ。

地價、上地一畝(三百六十弓)に付。

一昨年は農作も非常な不作と云ふ程でなくて地價も千五六百吊位であつたが今年春は大洋二元(十
六吊)三元(二十四吊)でも誰も買はうとする者がなかつた。

生産(收穫)。好年上地一畝に付。

麥 三百斤

高粱 三百斤

粟 二百五六十斤

昨年一昨年は何れも四分作であつた。

落花生(皮付) 二百斤位

落花生は山に植付ける土地が背地だから落花生を植ゑた土地は地畝税は徵せられない。

勞銀。昨年一昨年とも年工は食事主人持ちで二百吊位(大洋で二十二元位)日工は食年主人持ちで一
吊位、現在は作物が出来ないから勞働はない。

物價。

△落花生 一斤 四五百錢 四五百錢

高粱 一斤 四百錢位 五百錢

(滿洲產)

粟 一斤 四百錢 四百錢

麥 一斤 五百錢 五百錢

落花生は他所に賣る値段

棉花(外米) 一斤 五六吊

洋線(一塊) 八斤 七十吊位

綿布(洋線手織) 一尺(公尺一尺八寸) 一吊

鹹鹽 一斤 一昨年一吊五六百錢昨年と今年は六百錢

鹽は一昨年は密賣のものであつたが今年及び昨年は自由賣買であつたため下落した。

高都庄は人家二千戸の大村落であつて月の二の七日の日に開集するが昨年よりは附近部落に土匪の擾亂がある等の關係で屢々市(集)の開かれない日があつた。

家産の崩壊及び金融。家族數が多いとか子供が多くて金儲けする者が無いとかで必然的に家計に不足を生ずる場合は金貸しの錢桌子の處に趨るのである。この土地では地保も人保も不要で地契を以て質入れとして借り入れる。月利三分から五分であつて十箇月を以て期限とし期限に至り元利償還出来ない場合は土地は錢桌子の手に歸し家産の崩壊を來すのである。

其他家産の崩壊に分家によるものがある。

○大連驛四等客待合室に於いて。

山東省萊州府昌邑縣陶埠(縣城の東十二里人家七百戸)姓周五十二歲甥十四歲。

本年舊七月二十三日離郷歩行六十里岫山に至り汽車に乗り青島に出て汽船で昨舊二十四日大連著裕長棧に一泊これより鐵嶺に行くところ、鐵嶺は過去十年間居住の地で繩商を開業してゐたが二年前に歸郷したのであつた。

郷里の農作は昨一昨兩年は良好であつた。今年は麥作は充分で無く二步作位であつた。他の作物は

舊五月に蝗蟲が発生したため全部の植付を喰はれたから秋穫の望みはなかつた。

作物の不作は尙忍び得られたが土匪の村落擾亂は堪へられない苦痛であつた。彼等は村落に襲して掠奪を擅にし放火殺戮婦女の凌辱等の悪事の限りを盡すのであつた。各村は聯庄會を組織して居るが彼等に匹敵が出来なくて敢へて戦はうとしなかつた。

本年舊六月十九日に自村から八里を距てた麥城(?) (人家六百戸)と云ふ村は一群の土産から襲撃を受けた。その時何處から來たか不明であつたが紅槍會の多數の部隊が現はれて土匪を攻撃追放した。その時土匪の死傷も尠くなかつた。紅槍會は同村に二日程滞在して去つたが同月二十四日に至つて敗北した該土匪は勢を盛り返して又襲撃して來た。そして紅槍會を村から招請したものと解して附近以來の那落十箇村を放火燒毀して復讐的に殺人掠奪を行つた。その時燒死した者も多數あつて土匪の俘つた後大車十四五輛に満載の死屍が運ばれたそうであつた。

郷里には三軒の大財産家が居た孰れも一千餘畝の土地を所有し各所の商賣に投資して居る程であつたが早く他處に避難し去つた。貯藏してゐた糧穀は全部窮人に施與し門番一人のみを残して去つた。

聯庄會の組織。附近各村には殆んど土壁を圍らして居る。而して四方に各一門を設け大砲を備へて居るのが普通であつて聯庄會で土匪を防備して居る。之等聯庄會は附近の部落が聯合して一つの會を

組織して居るのであつて互ひに連絡して有事の時各村は相互救援するのである。會には探馬(間諜)がゐて情報を蒐集する。之は聯合各村が順番にその任に當ることになつてゐる。各村に急を傳ふる時は會にある火牌を持つて各村に至ることになつて傳令の明確を期する證とすることになつて居る。會従は各戸の壯丁が之に當る。

土匪は現在昌邑縣城を占領して四郷に向つて糧草の徵發公課を行つてゐる。自村には一日に付麥粉二千五百斤米粟二千五百斤草三千斤を毎日要求して來る。若し運搬して行かなければ村落の放火燒却を以て威嚇するのであつた。これ等々の徵捐の割宛ては庄主(村長)が定めるのであつた。即ち三畝の土地に對して一日麥粉二斤粟二斤草半斤の割當てであつた。然しこの五六日間には誰も納むる者が無かつた。それは今月二十五日紅槍會が土匪の討伐に來るといふ噂があるからであつた。而してその戦争に對し村民は非常に恐怖心を抱いてゐた。それで自分は郷里を出て舊知の多い鐵嶺に避難するのである。自分は郷里に三畝(此地畝は特大畝で一畝九百六十弓)の土地と五間の家屋とがあるが孰れも弟や甥等の管理に委せて置いた。

村落の組織。本村には一人の庄主あるのみで大小の事件を管掌し村民を代表して居る。庄主は公舉であるが期限はない。事がある時は村民の各家の家長を召集して會議傳達等のことをする。本村の人

家は六百戸あるが一人の庄主で執務辦理し得るのは全く各家の家長代表を召集するからである。家長と稱しても一家は所謂「不出五福(五世)」即ち門内の同族を綜合するのであつて一戸一戸の戸主を指すのではないから多數には上らないのである。かくして家長は門内の同族に萬事を傳達するのである。

八箇十箇の村落の庄主の中から社長を互選する。知縣からは社長に傳達し社長から庄主に傳達する組織になつて居る。

税金。元來一年一回の地畝税を徴し(一畝九百六十弓)に付銀一錢六分であつたが昨年一昨年は一箇年三四回の税捐を納めさせられた。之は一箇年通算七十吊位に達した。今年は一回徴せられた。それは大洋三元(一元は銅元八吊)であつた。其他土匪の徵發する糧草は無數であつた。

地價。好年土地一畝三千五百吊であつたが現在一千五百吊位でも誰も買ふ者はない。
生産。好年土地一畝に付。

麥 二十五六斗 (一斗六十斤位)

高粱 二十四五斗 (一斗五十七八斤)

粟 三十斗餘 (一斗四十斤餘)

物價。

| | | | | |
|---|-------|----------|----------|----|
| 棉 | 花(外來) | 一斤 | 四 | 吊 |
| 洋 | 線(一塊) | 八斤 | 五十 | 吊餘 |
| 洋 | 線織布 | 一尺(一尺五寸) | 一 | 吊 |
| 鹹 | 鹽 | 一斤 | 百錢(銅元五枚) | |

昨年 今年

| | | | | | |
|----|----|-----|----|-----|----|
| 麥 | 一斗 | 二十七 | 八吊 | 三十 | 吊 |
| 高粱 | 一斗 | 二十四 | 五吊 | 二十七 | 八吊 |
| 粟 | 一斗 | 二十二 | 三吊 | 二十五 | 六吊 |

勞銀。年工二百吊上下日工一吊五六百錢から二吊位であるが現在日工の需要は殆んど無い。副業。落花生黄烟の栽培

一 元 八吊

一 吊 銅元五十枚

一 百錢 銅元五枚

一 畝 九百六十弓平方

一 弓 五尺平方

(九月八日)

○大連驛四等客待合場に於いて。

青州府安邱縣朱子街(縣城の東四十里人家五百戸)姓劉年五十二歳男の子十九歳十三歳女の子八歳。

本年舊八月九日離郷歩行六十里蔡家庄に到り汽車に乗り青島に出て汽船で昨舊八月十三日大連著今日汽車で長春に行き小作農をして居る同郷の者を探ねるのである。

本人は郷里に十畝の土地と五間の家とがあるが典賣孰れも不可能であつたためその儘にして出郷したのであつた。本人の旅費は蓄積した大洋三十元を以てしたのであつた。

郷里の農作は近年良好であつて六七分作を降らなかつた。今年は最も不良で一、二分作に過ぎなかつた。それは蝗蟲綿蟲の發生により被害を受けたのであつた。

郷里は又土匪や兵隊のため絶えず悩まされた。本年舊五月以來劉志隆の兵隊が二三千人駐割し兵餉糧草等を強要公課し又本村に駐在して居る兵隊は氣候の冷氣を加ふる昨今民家に入つて衣服や蒲團を強奪するのであつた。兵隊は殺人放火等の暴行はしなかつたが公課徴發するに對し村民は最早や應じ得られなくなつてゐた。

他村では土匪の掠奪放火が少くなかつた。之等の村落には土壁の設置が無いのであつた。本村の土

壁は従來のものを昨年修繕したものであつた。本村には完全な土壁があり又保衛團が組織されて居るので土匪の侵入被害はなかつた。

本村は兵隊の擾鬧誅求がひどいので他地に避難する者が多かつた。本村に十軒の財産家が居り各一千畝の土地を有つてゐたが今春孰れも何處かに逃れ去つた。村民の春以來他所に逃れ去つた者は已に殆んど半數に達してゐた。

本村には聯庄會は無かつたが村の保衛團は整備して居て鞏固なものであつた。故に土匪は決して侵入して來なかつた。劉志隆の兵隊が來た時は一つには官兵であり二には兵數が多かつたから敢へて彼等と争鬪せず土壁内に入れたのであつた。

保衛團の組織。村内より精明強幹の者を團長に推し又副團長一名を公舉する。村落各戸から一人宛の壯者を出して團員とする。團員十名を以て一排を組織し一排中一名の排長を推舉する。本村の保衛團は三十排より成る。團費は村内各戸の所有土地の大小により糧草を按分據出して之に充てる。保衛團は土圍子の四面にある。各門の砲坐を守備し又夜間各排番順に夜警の任に當る。團には快槍三百と匣槍四十とがある。昨年縣衙門から拂下げを受けたのであつた。その金はやはり村民の各所有地の大小に按分據出したものであつた。

村の組織。村内に一人の庄主を公舉し庄主は村に關する一切の事務を管掌する。重要な事件及び傳達等に對しては各姓族(不出五福)より代表者として各尊長一名を招集して商議傳達の事を行ひ他地方の如く地保とか會首とかを置かない。

税金。元來一年一回毎畝銀七分の地畝税のみであつたが一昨年から年四回徵税された。之は一年通算三十吊に達し今年は春一回十二吊を徵せられた。

地價。好年上地一畝(三百六十弓)一千吊今春四五吊であつたが現在賣買は行はれない。

生産。好年上地一畝に付

| | |
|-----|-------------|
| 麥 | 十三斗(一斗十三斤) |
| 高粱 | 十五斗(一斗二十九斤) |
| 粟 | 二十斗(一斗二十斤) |
| 大豆 | 十二斗(一斗三十斤) |
| 落花生 | 四百斤 |

物價。

| | 昨年 | 今年 |
|--------|---------------------------------|-------|
| 麥 | 一斗 | 十六七吊 |
| 高粱 | 一斗 | 十六吊 |
| 粟 | 一斗 | 十一吊 |
| 大豆 | 一斗 | 十六吊 |
| 落花生 | 一斤 | 四百錢餘 |
| 棉花 | 一斤 | 四吊二百錢 |
| 洋線(一塊) | 八斤 | 五十五吊 |
| 木綿 | 一尺 <small>(公尺三 尺五寸)</small> | 一吊四百錢 |
| 鹽 | 一斤 | 一百錢 |
| 大洋 | 一元 | 八吊 |
| | 一吊 | 銅元五十枚 |
| | 百錢 | 銅元五枚 |

勞銀。年工百五十吊より二百吊日工二吊三吊位。

地方市場。本村は月の一六の日に開集し物資を集散する、錢桌子があつて利息錢を貸す。地保に對し月利三分、人保に對し月利五分であるが現在開集も金貸しも營業されない。

經費。食費以外に本人一箇年間二百吊位の經費を要することである。(九月二十七日)

以上は數多の聽取事實中より若干を選んで記述したもので、相似た實話は山東の各地方より來た避難民に依つて語られてゐる。(完)

K-196
P-20

1940
1941
1942
1943
1944

1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020

1500

